令和元年12月中川村議会定例会議事日程(第2号)

令和元年12月6日(金) 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

5番 松 村 利 宏

- (1) 台風19号の教訓に伴う防災・減災について
- (2) 行政の電子化推進及び学校のプログラミング教育に伴う機器管理について

1番 片桐邦俊

- (1) 村の新規就農者支援対策について
- (2)消防団の防災対応について
- (3) JA上伊那片桐支所後利用と村交流センターについて

4番 大原孝芳

- (1) 認知症の事故救済制度について
- (2) 再編統合の検討が必要な病院名の公表について

2番 飯 島 寛

- (1)「支え合いの地域づくり懇談会」について(その2)
- (2) 中学生の携帯電話・スマートフォン使用実態について
- (3) 中川両小学校・中学校の行事への招待について

9番 鈴木絹子

- (1) 中川村地域防災計画の見直しの進捗状況を問う
- (2) 災害時における福祉避難所の開設について、どのように考えるか
- (3) マイクロプラスチック汚染に中川村からの行動を進められないか
- (4)公立学校教員に「一年単位の変形労働時間制」を導入する給特法改定案をどう考えるか

出席議員(10名)

1番	片	桐	邦	俊
2番	飯	島		寬
3番	松	澤	文	昭
4番	大	原	孝	芳
5番	松	村	利	宏
6番	中	塚	礼沙	欠郎
7番	桂	JII	雅	信
8番	柳	生		仁
9番	鈴	木	絹	子
10番	Щ	崎	啓	造

説明のために参加した者

村長	宮	下	健	彦	副村長	富	永	和	夫
教育長	下	平	達	朗	総務課長	中	平	仁	司
会計管理者	半	﨑	節	子	住民税務課長	村	澤	ゆかり	
保健福祉課長	菅	沼	元	臣	振興課長	松	村	恵	介
建設水道課長	小	林	好	彦	教育次長	松	澤	広	志

職務のために参加した者

議会事務局長 井 原 伸 子 書 記 座光寺 てるこ

令和元年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和元年12月6日 午前9時00分 開議

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) ご着席ください。(一同着席)

○議 長

おはようございます。(一同「おはようございます」)

ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番 松村利宏議員。

 \bigcirc 5

番 (松村 利宏) 私は、さきの通告書に基づき2問質問をいたします。

まず最初に「台風19号の教訓に伴う防災・減災について」。

まず1つ目として、台風19号は過去最大の規模となり、東日本各地に被害をもたら しました。その特徴は、急速教科、992 ヘクトパスカルが 1 日で 915 ヘクトパスカル に拡大し、さらにモンスター化し、直径 966km が 915 ヘクトパスカルのまま 3 日間連 続で巨大化し日本に接近したことになります。これは、近年、日本近海の推進 50mの 水温が27℃と非常に高温だったということになります。

私が8年前、中川村に帰ってきてから、行政の方、また村民の方といろいろ話す機 会がありましたが、中川村は災害が余り受けないから防災・減災を真剣に考えなくて も大丈夫だと、かなりいつも言われていました。特に台風は伊那谷をそれていくから 問題がないという意見が多数を占めていました。

しかしながら、ここ7年間を見ますと、平成25年の東京都大島町土砂災害、それか ら 26 年の広島土砂災害、27 年の鬼怒川水害、28 年の台風 7 号 9 号 10 号 11 号連続に よるグループホームが水害を受けました。29年には九州北部豪雨、平成30年には西 日本豪雨、さらに令和元年、ことしは台風19号と、日本各地で甚大な被害が発生して おります。こういうことを考えますと、今後、ゲリラ豪雨とか線状降水帯、台風によ り全国どこで被害が派生してもおかしくないという状況が考えられます。

そういうことで、中川村が安全だと言える時代が終了したというふうに考えますが、 これについてどのように考えておられますか。

○村

中川村は、昭和36年、梅雨前線豪雨災害、三六災害で18人の犠牲者を出すととも に、家屋の流出、田畑の流出、埋没など、大きな被害を出しました。以来58年、幸い にして人命を失う大災害に見舞われたことはありませんが、それ以前に起きた大災害 としては、大正 12年、1923年には、正徳 5年、これは 1715年の江戸時代だそうであ りますが、ひつじの満水といわれる大水害があったようでございます。これ以来とも 言われる、大正12年には大水害が起きたというふうに片桐村誌には記されておりま

す。砂防対策、堤防強化が以降行われた現在と当時の災害を比較はできませんけれど も、過去に起きたことは起きる可能性があるということであります。毎年全国各地で 起きている異常な豪雨による大規模災害は常態として覚悟しなければならないという ふうに考えております。安全な村だという認識は決して抱いてはいませんけれども、 三六災害か、それ以上の災害に見舞われる事態は起こり得るというふうに思っており ます。

○5 番

(松村 利宏) 今、村長から回答いただきましたが、私もそのとおりだというふう に認識しておりますが、やはり行政に勤める方、この方全員がその認識を持つことが 重要だと考えておりますが、この辺について村長はどのように今後していくつもりっ ていうか、現状どうなっているかを含めて一言いただければと思います。

○村 長 村の職員に対しては、個々の職員にきちんとこういう事態はあり得るぞということ をお話する機会というのは、特には話をする機会は、特に持っておりませんが、その 都度、長野気象台、気象庁の予報官、気象台長の方ですとか、国土交通省の天竜川上 流河川事務所の職員の方、こういった方に実際のお話を聞く機会は持っております。 そういう中で、職員は近年のこういう災害を目の当たりにして、決して中川村は安全 ではないと、よく言われるのは安全であるということはないと、よく言われるのは、 2つの大きな山脈に囲まれているので、風害っていうか、台風害は、それは大したこ とはないということはよく聞かれますが、実は台風19号も伊勢湾台風と同じような コースをたどりそうだということで非常に警戒したという事実があります。ここら辺 の認識は、職員の中にはないかもしれませんが、今回の風害も含めて、そういう認識 は恐らく持っていないというふうに思っております。

○5 番 | (松村 利宏) 今、回答いただきましたが、私は、九州、鹿児島県で台風に遭遇い たしました。風速 60m、鹿児島県の人は、台風が来る前に災害対応、大体もう1日前 に終わっています。それが常態になっています。今回の台風19号は、それよりもっと 大きな台風です。それがいよいよ関東、要するに中部地方を含めて、この辺の来てい るという認識を持っていただいたほうがいいと思います。全く異なる状況だと思いま す。そのときにどうなったかというと、鹿児島県では体育館の屋根が飛びました。私 がいたところのプレハブも300m飛びました。2棟が飛びまして、あります。それか ら、高圧鉄塔2塔が倒れました。電線も電柱もどんどん倒れました。そういうのが今 回千葉県で、台風19号ではない、その前に起きましたけれども、それが常熊だってい うのを、いよいよこの辺の地域もしっかりと認識する必要があるだろうということだ と思いますんで、その辺もしっかりと認識を深めていただければというふうに思いま

> 次に参りますが、日本は、気象庁、国土交通省等が中心となり気象情報等を出し、 各省庁等が連携し災害対応を行います。台風19号における5段階の大雨警報レベル の運用は、幾つかの問題点がありました。

> 中川では氾濫発生情報が出なかったため、見回り中の消防団員が危険な状態になり ました。

千曲川では、大雨特別警報が解除された朝、天気が回復したため避難所から自宅に戻ったところ、北陸地方整備局が13日の2時15分、決壊した堤防に設定したカメラの映像が途切れたため、5時30分、職員が決壊を確認したが、長野市に決壊情報を伝達しなかったため、再度避難することが発生しました。長野市が決壊を把握したのは7時のNHKニュースでした。

長岡市の浄土川が氾濫しているのに通常の表示になっていたため、避難を出さずに 被災したということが発生しました。

いずれも台風 19 号は広範囲に短時間に被害をもたらしたため、国、自治体ともタイムリーな情報発信に問題がありました。

中川村は、美和ダムの水位上昇に伴い、10月12日21時30分、緊急放流に伴い、これに対応するため飯沼、小和田、葛北、渡場に避難指示、20時に出した。このことは非常にタイミングもよく、それなりにできたんじゃないかというふうに認識しております。

しかしながら、村は天竜川の氾濫、中小河川の氾濫、土砂災害、関係機関との連携不能、防災機器等の故障等、最悪状態における指揮所訓練を行い、問題点を把握し対応できるようにすることが必要だと考えます。これはどういうことかというと、防災担当者、この方が、きのうから聞いていますけども、同じ質問がかなりあったわけですけども、専任でいないというのは人数の関係上しようがないとは思うんですけども、このためには、相当しっかりとした連携、最悪状態でいろんなことをやっておかないと、いざとなったときには全く機能できないということになりますので、そういう指揮所訓練というのを平時から行うことによって対応できるというふうに考えますので、この辺についてはいかがでしょうか。

○総務課長

まず指揮所訓練でありますが、いわゆる図上訓練で、CPXとかいうふうにも呼ばれるそうでありますけれども、この訓練には事前の準備や訓練本番の運営に相当な労力が要るというふうに聞いております。私自身、直接これに参加したことがないので実情は承知しておりませんが、この辺では上伊那地域包括医療協議会という組織で大規模災害時の医療救護活動の図上訓練というのを毎年行っております。イマージとしては、これに近いものかなあというふうに想像をいたします。この訓練は、スウェーデンで開発されたエマルゴトレーニングシステムと呼ばれる手法を活用した救急・災害医療の机上シミュレーションによる研修であります。保健福祉課の時代に上伊那の訓練の初回に参加いたしましたが、結果と申しますか、感想としては、私も含め、参加者みんな惨たんたるものでありまして、訓練の前に訓練が要るというような必要を感じたところであります。

村でも過去に1度、災害発生を想定した机上訓練というのを行ったことがありますが、そのときも、正直申し上げると、ほとんど何もできない状態であったというふうに記憶をしております。やはり繰り返しの訓練が必要だというふうに感じたことも記憶をしております。

どちらの訓練にしましても、訓練を実施すること自体が大変だったなあというふう

に受けとめております。

7番議員もご指摘をされておりましたが、経験のないことを緊急時に成功させることは、よほど運に恵まれない限りは、まず難しいかなというふうに思います。繰り返しの訓練は必要であろうというふうに思いますが、やはり無理なことは続かないというか、なかなか現実味が持てないということも事実であります。しかしながら、これもやってみたから言えるということでありまして、大災害を経験していない職員が多くなっておる現在、何らかの演習に取り組むことは必要というふうに感じておりますので、前向きに検討したいと思います。

○5 番

(松村 利宏) 今回答いただいたとおり、指揮所訓練っていうのは、今言われたとおり非常に準備に時間がかかるっていう話と、なかなか人数も必要になってくるっていうのがありますので、その軽にできることと、今言われた毎年やる必要はないかと思うんですよ、私は。ただ、数年に1回っていう、そういう大きなのはいいかと思いますので、その辺をやっておくことが重要だと思います。もう一つ重要になってくるのは、きのうも7番議員のところで回答いただいたわけですけども、やっぱり専任の防災担当の方がいろんなほかの仕事を兼務しながらやらなきゃいけないっていうことになりますので、そうすると、そのほかの方、そこに応援して来ていただく方にも指揮所訓練っていうことを体験していただいて、その裾野を広げていくことが重要だと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○総務課長

前回1度村で取り組んだときも、ほぼ全職員を対象にやったということがございます。当然ながら多くの職員がかかわれる形でやっていくということになろうかと思います。

○5 番 (松村 利宏) その辺も今後継続して、しっかりとお願いしたいと思います。 次に参ります。

飯山市役所とか宮城県の丸森町役場、これは浸水して災害本部が機能するまでに時間がかかりました。これらの役場はハザードマップで浸水エリア内にあり、そもそもわかっているっていうか、問題があるっていうところでした。

では、中川村役場を見ますと、大谷沢川水系、それから大草の砂防ダムの真下にあり、ハザードマップで土砂災害警戒区域の土砂災害イエローゾーンになっております。 ハザードマップの土砂災害警戒区域は、斜面の角度により、区域、これが決まっていると、若干そのほか地質とかそういうのも考慮しているというところはあると思うんですが、大体斜面の角度で決まっているという認識を持っています。土石流は、雨量、間隙水圧、地質構造により危険区域を選定できます。

中川村では、長い坂、片桐の長い坂の斜面のところ、一部今でも西小学校の西側の 斜面は警戒区域に入っていますけれども、長い坂全体のところも入ってくるかという ふうに思います。それから、葛島地区、大高山西側斜面、陣馬形山西側斜面、陣馬形 山は四徳のほうも入るわけですけれども、そういうところが地質、間隙水圧っていう のを見ると危険水域に入ってくる、危険な状態になってくるということになるかと思 うんですが、これについてはどのように考えられるでしょうか。 ○総務課長

現時点で村として間隙水圧の状況を調査したりしておるわけではありませんし、また村が単独でこれを調査するということも難しいわけですけれども、危険性につきまして科学的に説得力があると申しますか、きちんと調査されたものであって、ほぼ全村を網羅した形のものがもし得られるというふうになれば、これらについては当然警戒区域に準ずるものとして取り扱っていくことになろうかというふうに思います。

○5

番 (松村 利宏) このことにつきましては、今、国で全国、特に九州地方のほうから もう既に始めております。まだ全部を公表するっていう段階にはないわけですけども、 そこをやっております。

還元水圧、地質構造、それから雨量による土砂災害の検討状況っていうか、今後、 国はどのようにやっているかっていうのを、国の方、もしくは関係者に来ていただい て説明を受けるというのは可能ですので、この辺はやっていく必要があると思ってい ますんで、私のほうでその関係者と連携をとって話をしていただくという格好にして いきたいというふうに思いまして、今後調整、またさせていただきたいというふうに 思います。

次に参ります。

台風 19 号は、各地域で上下水道が機能停止に陥りました。特に下水処理場が浸水により機能停止となり、簡易処理により河川に放流する応急処置をとりました。しかしながら、完全復旧にはまだ数ヶ月かかると言われており、この間、節水が必要となり、洗濯、入浴等が制約されるということが発生しました。また、補修するためには多額の経費がかかります。国、県からの支援があったとしても村独自の経費も必要になってまいります。

中川村は下水処理場がハザードマップで浸水地域になっていますが、村の防災計画 を見直す必要があると思うんですが、これについてはどうでしょうか。

〇村 長

長 三峰川に幾つかの観測所があります。北沢観測所、小黒観測所、荒川観測所という そうであります。この流域に限り、昭和36年6月洪水、三六災害ですね、そのときの 雨量と比較して降雨、流量ともに同等以上の洪水であり、天竜川水系流域全体が同様 の雨量であれば、ハザードマップに示されたとおり、村の片桐浄化センターと葛島ク リーンセンターは3~5mの浸水となる可能性があるということで、あのように色分 けになっているというふうに認識をしております。

中川村の地域防災計画でありますけれども、一つ一つの施設について防災対策を記載しておりません。あくまでも大局的に想定される災害について対策を講じておるものでございますので、浸水対策が予想される下水処理場については、災害時において必要とされる下水の排除及び処理機能を想定される現場の状況に応じて緊急措置として確保するとともに、段階的な応急復旧として向上させるためのマニュアルを策定するということを下水道運営審議会で報告いたしました。以上のことから、中川村地域防災計画の見直しというよりも、当面個別に対応マニュアルを策定し、想定される災害対策を講じていくということを考えております。

○5 番

番│(松村 利宏) 今、個別の計画をつくっていただくっていうことなんで、非常に重

要なことだと思っていますんで、その方向は非常によろしいかと思いますが、やはり今回の台風19号でかなり下水のほうの問題が起きましたので、住民のほうに、今、村長から回答いただいたことのある程度方向が見えましたら、詳しくどこまで言うかっていうのはちょっとありますけども、こうなった場合はこういう対応を考えていますよというのを周知していただくっていうのも重要かと思います。何らかの機会でやっていただくことが重要だと思いますんで、その辺も今後検討していただければというふうに思います。

次に参ります。

台風 19 号による降雨で気象庁は大雨洪水警報、土砂災害警戒情報を、国土交通省は 氾濫警戒情報、氾濫危険情報を発令しました。これに基づき各自治体は避難準備、避 難指示、避難勧告を発令しましたが、住民の避難が 70%程度でした。避難がおくれた ために家の 2 階に避難し、ヘリコプター、ボート等で救出された方が多数いたわけで あります。

私は、11月12日、上伊那ブロック社会福祉協議会主催の災害ボランティアのバスパックツアーに参加し、長野市穂保地区で堆積した泥のかき出し、土のうに詰めて道路までの搬出、リンゴ園の中にあるごみの搬出作業を行ってまいりました。依頼主の方は、年齢は78歳ぐらいの御夫婦の方だったわけですけれども、長年住んでいるが千曲川は決壊したことがないので大丈夫だということで家にいたところ、あっという間に胸までつかってきてしまったと、水が、それで2階に避難して、次の翌日、やっぱりへりで救出されたということであります。きのうから7番8番の、特に8番の議員のほうから質問あったときに半鐘を鳴らしたという話がありましたが、確認したところ半鐘の音も聞こえなかったと、なぜかというと、やはり窓をしっかり閉めてあると、風も強かったし、それから雨も相当降っていたために、各戸全員で聞ける、どこの家も聞こえる状態じゃなかったということがわかりました。半鐘がどうのこうのっていうことじゃなくて、要するに避難すべきところを避難しなかったと、周りの人はかなり避難しているところもいっぱいあるわけです、方もいるわけですけどね。そういうところが非常に問題かなあというふうに思っております。

自治体が出す避難準備、避難指示、避難勧告は、これは当然やらなきゃいけないわけですけども、中川村は、昨年から、前回からも質問をさせてもらっており、各地区ごとに被災状況、災害状況は異なってくる、非常に中川村は特徴的な村ではないかなあ、地区じゃないかなあというふうに思っておるわけですけども、各地区の河川状況、土砂災害予兆等を勘案し、各家に発令し、各地区が河川状況とか土砂災害予兆等を勘案し、各家にしっかりと示して避難状況を確認することが必要です。いわゆる村が言っても、うちのところは大丈夫だから避難しなくていいんだというふうに判断する可能性が高い地域だと、それぞれ集落によっても、例えば3田島、南田島、中田島、田島地区を見ても、それぞれ私の家は大丈夫だと思っている家は絶対避難しないと思うんですね。逆に、過去は大丈夫だから、ここも大丈夫だというふうに、斜面のところ、河川に近い家の人たちもそういう状況になる可能性があるということが生起するかと

思います。そうなると、やはり、村は村内各協力団体と連携して今災害のいろんなことをやっているわけですけども、災害時のタイムラインをもう一回作成し、それに基づき各地区ごとにタイムライン計画を作成してもらい、計画の徹底と、要するに徹底っていうのは、認識をしてもらうことと訓練をやることと、それから実際に避難する体制までを徹底していくということが必要だというふうに考えますが、これについてはどうでしょうか。

○総務課長

まず、村のタイムラインっていうことでありますけれども、天竜川の洪水対策につきましては、村の防災ハザードマップの避難に関する情報というところに天竜川洪水 予想という図がありまして、これがタイムライン的に、こういう状況になれば避難指示・勧告等を出すという1つのタイムラインというふうになっておりますけれども、これの見直しも含めまして、その他の災害に関しましても災害対策本部としてタイムラインの策定が必要だということは、そのとおりかというふうに思います。

地区ごとにタイムラインをつくって、それをもとに自主避難ができるようになれば 理想でありまして、その1つの取り組みとして地区防災マップづくりということもし ていただいておるわけでありますけれども、大事なのは、お話にありましたように、 それを自分事として、村の指示だから云々ではなくて、まず自分自身で避難行動につ なげるということが大事かというふうに思います。何をやればそうなるという名案が あるわけではありませんし、急にそうなるということも望めない、難しいかというふ うに思いますけれども、粘り強く訴えていくしかないかなあというふうに思います。 (松村 利宏) まさに各自が自覚してもらってやるということが非常に重要だとい うのは間違いありませんので、そこで、去年、また防災士を養成していただくという ことで、村のほうからも支援いただいてやっておるわけですけども、今12月末の段階 で防災士が5名ぐらいになりそうだと、さらに今後増えていくだろうということで今 考えています。

防災士が各地区の防災リーダーとして行政と連携して各地区の自主防災計画の作成を支援し、各地区の防災・減災能力向上を図るということが急務だというふうに考えております。令和2年度の豪雨対応ができるように、行政主体でその対応、要するに防災士を使った運用っていうのを考えていくことが必要だと思いますが、どうでしょうか。

○総務課長

 \bigcirc 5

 \bigcirc 5

お話のとおり、地域の防災力向上のためにはリーダーがやはり必要でありまして、 防災士の皆さんには大いに期待を申し上げるところでございます。今回の補正予算で もお願いいたしましたが、やはり村でも養成を図っておるところでございまして、お 話のように村内の人数も着実に増えていることは大変ありがたく思っております。

村と地区との連携のキーパーソンとして、防災士の皆さんとは、組織化というと変ですけれども、連携の場といいますか、懇談の場などを設けていきたいというふうに思います。

番 (松村 利宏) 今回答いただきましたように、防災士のほうとも連携とっていただいて、しっかりと自主防災計画を支援でき、さらに村民の方が自覚できるような体制

をとっていけるのが一番重要だと思いますんで、しっかりと対応をお願いしたいというふうに思います。

次に参ります。

皆さん御存じだと思うんですが、アメリカがこういう大規模災害に対応するために、アメリカはFEMAっていう組織がありまして、国土安全省に属するわけですけれども、大規模災害が発生した場合の支援活動を組織的に統括していくと、災害が発生した際には救助隊を送ったり医療隊を送ったりするということがありまして、訓練もそこでやっているという格好になります。いわゆる、皆さん御存じのように、アメリカはハリケーンが来たときに、今回の19号と同じぐらいの規模のハリケーンが来たときに、海抜0m地帯が何十kmにわたるエリアになります、フロリダとか、あっちのほうになりますと。したがって、もう48時間前から全員、そのエリア全員、もう50km掛ける100kmぐらいのエリアの人たちが全員避難するという態勢をとります。これをしないと、もう御存じのとおり浸水してしまうっていうのはもうわかっているんで、そういう態勢で国を挙げてやっているっていうのは、FEMAっていう組織でやっているわけです。

しかしながら、日本は、もう地形が全然違いますし、そこまでなかなかできないんで、今、日本は国土交通省とか気象庁、これが中心になって、各省庁が機能しながらやっていくという状況になって、防災計画、その対応をしているというのが実態なわけです。

それで、今、内閣府は、2018年から国家レジリアンスという防災・減災の強化ということで、市町村災害対応統合システムの開発を行っています。期待する成果は、国民が確実に避難できるようにすることで、逃げおくれによる死者ゼロを目指すということと、広域経済を早期に復帰することで被害者がいち早く通常の生活に戻る解消を実現するという狙いを持ってやっています。研究項目は避難・緊急活動支援、それから被災状況解説・予測、広域経済早期復旧支援、水資源の効率的確保、線状降水帯対策、スーパー台風対策、市町村の災害対応の7項目であり、市町村の意思決定を支援する情報システムを構築し、今現在、次世代の人々が安心して生活できる世界の実現を目指すというふうにして、改革府は今それを検討しています。

しかしながら、日本の状況を見ると、市町村は、やはり地形、河川とか、それから 気象状況、道路、橋、各集落の状況を分析し、独自に災害減災を考え、それをやって いくことが必要不可欠ではないかというふうに思います。いわゆるアメリカでは国が 全部音頭をとってやっていると、日本も内閣、国がいろんなことを考えているけれど も、やはり今回の千曲川の状況を見ても、やはり現場でそれぞれのところで起きています。それぞれの特長を見て防災・減災の対応をしっかりと考えていかないと、国が やってくれる、県がやってくれると思っていると、それは全く違うんじゃないかというふうに思います。要するに、市町村ごとがしっかりとした認識を持って対応しておかないと、そもそも誰にも初動のところはできないんじゃないかというふうに思います。復帰、復興という観点では、当然、県、国の財政力、それから、そういうのが必

要になってくるわけですけれども、体力が必要になってくるわけですけれども、そう いうことを考えていく必要があるんだというふうに思います。

そうしますと、中川村では、上流に三峰川、太田切川、中田切川、与田切川が天竜 川に合流し、流量が増加し、飯沼地区は下流に坂戸狭窄部があります。小和田地区は 下流に川口の狭窄部が、中央、田島、中賀島、南田島、葛北、葛島、渡場は下流に小 渋川の合流があるため、それぞれの地区で水位が増加しやすい地域となり、ハザード マップ等になることは、今回の千曲川のことを見ますと現実になってまいります。

昨年ハザードマップが配布されたとき、南田島地区でもそうだったですけど、まさ かこんなことは起きないだろうと大体ほとんどの方が言っていました。台風19号に より、まさかは通用しなくなり、災害に上限がないことがこれで明らかになったとい うことだというふうに思います。

千曲川流域で災害に遭遇した人たちが今住んでいる地域に今後も住むことができる か不安だとの意見が多数出ています。

第6次総合計画を今作成中ですが、防災・減災について根本的に検討することが必 要です。これは中長期的に考えることが必要だということになるかと思います。

そこで、中川村は、今後、人口減少、高齢化、雨量の増加といった社会構造の変化 を背景に、地区、集落のあり方とか、天竜川・小河川流域の治山治水対策や備えを検 討し、第6次総合計画に防災・減災として取り組むことが必要だと考えますが、どう でしょうか。

○総務課長

まず、社会の動きですとか気候の変化を敏感に捉えてさまざまな課題に取り組むと いうことは、いわゆる防災・減災に限らず、全ての施策に共通している部分かなとい うふうに思います。

防災・減災というものは、普遍的といいますか、永続的な課題であります。総合計 画へということでございますが、総合計画は基本的な視点や方向性を示すというもの でありまして、より具体的に計画するものとしては地域防災計画というものがありま す。その見直しもなかなか思うに任せないところではありますが、来年度において何 とかこれを見直してまいりたいというふうに思いますので、そういった中に反映をさ せていければというふうに思います。

○5 番 (松村 利宏) 特に、今、総合計画っていうのは骨子的なこと、どういうふうに今 後やっていくかっていう大きなところを考える計画だというふうに言われましたが、 それはそのとおりだと思うんですが、その中にも、やっぱし中川村の高齢化、それか ら人口減少、それから集落のあり方っていうのを考えた上で、総合計画でしっかり考 えた上で防災計画をつくっていかないと一貫した計画ができないんだろうというふう に思いますが、これについてはどうでしょうか。

○総務課長 おっしゃるとおりかというふうに思いますが、総合計画の中に言葉としてどのよう に表現するかとなりますと、おのずと大まかなといいますか、包括的な表現にならざ るを得ないのかなというふうに思います。

ただ、集落のあり方、地区、集落のあり方というお話がありましたが、今後、もう

人口減少社会に向かうことは残念ながら明らかなことでありまして、いわゆるどのよ うな、そもそも暮らし方といいますか、そういう人の暮らす場としての村の大きさと いいますか、仕組みというものは、どうしてもおのずと考えざるを得ない時代になる のかという認識は思っております。

○5 番 (松村 利宏) そのほかのところで住みやすい、総合計画の中で住みやすい村、安 全な村っていうところの項目もいっぱい出てくるわけですけれども、総合的なところ に防災・減災、今言った災害対応っていう観点のフィルターをかけていかないと、そ れを 10 年先、やっぱあのときやっておけばよかったということになりかねないので、 その点についてしっかりと考えていただくということが重要だと思いますので、よろ しくお願いしたいというふうに思います。

次に参ります。

特に片桐地区、大草地区、葛島地区については、中心地域にハザードマップで非常 に危ないエリア、特に重要な施設っていうのがあるかと思うんですが、これについて もしっかりと今後の土地利用計画っていう観点で考えていく必要があるかと思います。 今、総合計画じゃなくて防災計画に入れればいいという話がありましたが、これをしっ かりと総合計画で、あり方になりますので、どういうふうな考え方でいくかというの を考える必要があるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長

土地利用のあり方につきましては、当然、総合計画の中の大きな課題かというふう に思いますが、どこまで踏み込んだ記述になるかというのは、まだ現在の段階でちょっ とお答えいたしかねるところであります。

ただ、ハザードマップに示した区域の中に、危険な区域の中に重要な施設があると いうことは現実であります。そのことをもって既存の施設をすぐにどうこうするとい うことは、現実的にはできませんが、新たな施策を考えるに当たっては、当然考慮し ていくということになります。

○5 番│(松村 利宏) 今お答えいただいたとおり、今あるのをどうのこうのすぐできない と思いますので、それは言われたとおりだと思いますが、建てかえの時期が来るとい うときには、その地でいいのかどうかを踏まえていくっていうのも重要だと思います ので、そういう視点でやはり常時考えていくということが重要だと思います。それを、 あした、10年先に建てかえが来るかどうかっていうのはわかりませんので、そういう 視点で、次のときはどうするんだという視点で考えておくっていうことを考慮してい ただければというふうに思います。

次に参ります。

台風19号とは違いますが、台風21号に関連する豪雨において千葉市緑区で土砂災 害により家が崩壊し2名の方が亡くなりました。この場所は、ハザードマップで土砂 災害警戒区域になっていない地域でしたが、斜度が30°以下で土砂崩れが発生してと いうことになっております。

中川村では、斜度30°以下のところに家が多数あります。土砂災害警戒警報で避難 することが必要だというふうに思っておりますが、この辺、これをやると中川村は全

部危険区域になってしまうんじゃないかっていう意見があるかとは思うんですけども、 これも極めて、そういうことが、いや、うちはもう絶対大丈夫だと、危険区域ではな いからだと、あれは、ハザードマップは基本的に避難の目安という認識でいたほうが いいかなあというふうに思うんですが、そういう観点でいかがでしょうか。

○総務課長

30°以下なら安全というわけではないとのご指摘のとおりだというふうに思います が、村だけの判断で線引きをし直すということも、また、これはこれで難しいことか なあというふうに思います。

過去にどのような災害が起きたのか、今も例えば大雨のときなどに普段どんなこと が起きているのか、やはり現地をよく知る地元の皆さんが危険箇所というものを把握 して、早目の避難行動をとるということが重要でありまして、そのために地区防災マッ プづくりというものを行っております。この取り組みは、ぜひ広げていきたいと思い ます。

 \bigcirc 5

番│(松村 利宏) これも先ほどありました防災士による連携をとって、やはりそこの ところでしっかりと、地区の方、それから各人の家の状況とかを含めて、周りの状況 を踏まえて連携をとっていくことが重要だと思いますんで、連携をとりながらやって いくことになるかと思いますんで、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、次に参りますが、雨が降って、降り終わってからも河川の流量が増えて いるということが生起してあります。じゃあ、天竜川水系ではどうかというと、やは り今回もありましたが、三峰川のところ、この水系が、やはり集成面積、これが非常 に広い大きな範囲になりますので、このエリアが非常に重要になってくるかと思いま す。さらに、太田切川、中田切川、与田切川、こういう川が中央アルプス沿いから入っ てきています。集成面積は非常に大きいわけですけども、河川の長さっていう観点で はちょっと余り長くないわけですけども、さらには、状況によると辰野のエリア、あ の辺のところからかなり入ってくる可能性もあります。そういうことを考えますと、 このエリア、中川村のところでは天竜川が、じゃあ、この辺は天気いいから、よくなっ たから大丈夫だといっても、おくれてさらに増えてくる可能性があります。そういう ところで、その情報の提供の仕方っていうのを、住民に知らせるための対策というの をしっかりと考慮する必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長

村が直接流量を把握しているというか、できる河川は現実にはなくて、国・県管理 の河川については国、県の提供する情報に頼るか、村管理の河川も含めて、もうあと は目視で確認するしかない状況であります。さらに、それを村から住民の皆さんに情 報提供するというのは、現実的には非常に難しいのかなあというふうに思います。村 ができることとしますと、雨が降り終わってからも河川の流量が増えるということの 啓発と国、県の提供する情報へいかに上手に誘導するかということであろうかという ふうに思いますが、台風19号の場合におきましては、国のウエブサイトへのアクセス に支障が現実には起きていたということがありました。国あるいは県等から村がそう いうデータを直接取得して、村の媒体を使って住民に提供できるような仕組みができ ないものかということは研究したいと思います。

○5 番 (松村 利宏) 上流の国の機関等、それから県の機関等と連携とってやっていくっ ていうことが重要だと思いますが、いろんなツールをしっかりと把握されて、上流の 水の水位の状況というのを把握して村民に伝えるというシステム、これもしっかりと 機能していくっていうのは村の使命だというふうに私は思っておりますので、使命、

いますんで、今後もよろしくお願いしたいと思います。

次に参ります。

太陽光発電施設は台風19号により浸水、土砂災害により多数使用できなくなりま した。パネルに光が当たれば発電するため、設備に触れると感電のおそれがあります。 壊れた設備を処分する場合は産業廃棄物に当たり、専門業者に委託する必要がありま す。

任務だと思っておりますので、この辺もしっかりとやっていただくことが需要だと思

売電収入の得られる太陽光発電設備は、遊休農地、荒廃山林の活用策として現在用 いられています。中川村もどんどん増えています。これ、前回の質問でさせていただ いたとおりであります。

穂保地区に置かれた被災太陽光発電施設で災害後も発電により長時間発電された配 電盤が高熱を帯び、煙の出る騒ぎがありました。

村には、ハザードマップでもう既に発電設備が浸水エリアもしくは土砂災害警戒区 域内のものがあるというふうに認識をしておりますが、この辺は、しっかりと危険性 を分析して、太陽光施設によることの危険性を分析して、その設置基準の考え方、そ れから災害時の対応について業者もしくは村民に事前に周知しておくことが必要かと 思うんですが、特に、今回の長沼地区で起きた発電設備は、煙が出て、なかなか業者 のほうは撤収もできない状況が続いているという認識を持っています。その他、千葉 県でもそういう施設はいっぱいあります。海の上に置いたのも被災したり、いっぱい なっています。これは非常に大きな問題だと思うんですね。環境状況の話じゃなくて、 安全管理上、私は非常に問題だと思っています。こういうことに対して、既に危険区 域にあるものについて、業者へのどういうふうに周知、お願いをしていくかっていう 話になるかと思うんですけれども、もう設置してあるわけですから、こういうこと。 さらには、万が一なった場合のどういうふうに撤退、撤収するのか、撤収しないのか を含めたところまで踏み込んでやっておくことが村の行政の仕事だというふうに思い ますが、ここはいかがでしょうか。

○村 長 今、太陽光発電の設置につきましては、ガイドラインを設けておりますのと、あと 美しい村づくり条例、こういったところで届け出を、ある一定の発電電力のものにつ いては届け出を必要としておりますので、そういうところでガイドラインに基づいた 業者の指導は行っておりますが、ハザードマップの浸水区域にあります。現実には南 田島、田島、ご承知のとおりあるわけでありますので、こういったところについては、 今回の千曲川のような事態――千曲川というか、長野市の穂保地区での、いわゆる漏 電騒ぎといいますか、ああいうことも十分あり得るということで考えております。

まず、水没したり浸水した太陽光発電設備に近づいたり接触すると感電すると危険

があるので、注意がもちろん必要でございます。水没、浸水し破損しても太陽の光が 当たれば300 v 以上の電気を発電するようでございます。住民に向けて注意喚起の広 報を今後行ってまいります。設備の保有者にも水没、浸水の後の感電の危険性を十分 に理解していただき、災害時は周囲にロープを張るなど、関係者以外が不用意に入ら ないように対策を行うこと、専門の業者へ作業の依頼をできるように常時から、常時、 普通のときからお願いをしてまいります。啓発とお願いをしていくということでござ います。

それから、先ほど浸水したというところから発火というか、熱を持ったということ のようでございますが、経済産業省につきましては、浸水が想定される区域である場 合は、太陽光発電の仕組みの中に集電箱、電気を集めるボックスみたいな部分がある ようであります。集電箱などの機器を想定される浸水の深さより高い位置に設置する など、浸水リスクの回避を検討するよう注意喚起をしておるということでございます ので、今あるところ、既に設置されておるところ、あれを5mも高くしたらどういう ことになるかっちゅうこともありますし、業者がそれをやるかっていうことはちょっ と今考えられませんので、これは、こういう対策だということでありますけれども、 いずれにしても、今あるものについては、こういう危険があったんだよということは 広報等で所有者にも付近の皆さんにもお知らせを――付近というか、村民の皆さんに お知らせをするとともに、設置者には、ぜひこういう対策をとってもらいたいという ことは依頼をしていきたいというふうに考えております。

 \bigcirc 5

番│(松村 利宏) 今、村長が回答いただきましたとおり、しっかりとお願いします。 もう一個つけ加えてもらいたいのが、きのうも7番議員からありましたが、土砂災 害が中川村にとっては非常に重要なことになってくるかと思います。非常に今後多発 することがあり得ます。斜面にあるパネル、太陽光発電設備も同じだと思いますんで、 その辺もご検討いただければというふうに思います。

次に参ります。

台風 19 号で床上浸水が多数発生しました。床上浸水すると、壁、床を取り除き、乾 燥させてから修繕することが必要になります。修繕するためには多額の資金が必要に なります。これ、私、穂保地区へ行ってやった家も、実はもう1階の天井近くまで浸 水しておりまして、壁、もう床は取り除いて、乾燥状態の家になっていました。78歳 の御主人の方とちょっとお話させてもらったときに、お金が必要なんで今後どうしよ うかと非常に悩んでいました。国から、それから県から支援はあるわけですけれども、 全壊・半壊によっては、もう全然、判定によっては全く異なっていることになると思 います。ここで、やはり村のいろいろな基金っていうか、災害に関するそういう備え をしっかりとやっていく必要があると思います。先日、基金のほうもつくっていただ いたわけですけども、ここの何に使えるかという使用のところの目的っていうのを常 時検討していただいてやっていただければというふうに思いますが、これについては どうでしょうか。

○総務課長

今回お認めいただきました災害対策基金ですけれども、災害予防対策、災害応急対

策、また復旧に要する経費の財源として積み立てていくということでありますが、ま ずは目標額を定めるところかなあというふうに思っております。これについては次回 定例会までに何か方向を出したいなあというふうに思います。

災害対策につきましては、いろいろな解釈が可能な分野でありまして、ともすれば 拡大解釈がされがちなところであります。本当に大災害になって復旧財源が不足とい う事態に対しては、基本的には財政調整基金が発動される場面かというふうに思いま すが、お話のように使途を明確にするという点からは、災害対策基金の中に、いわゆ る復旧事業枠のような、そういうものを設けるという方法もあるかもしれません。

現時点の考え方としては、災害対策基金は計画的な予防対策の財源確保に主眼を置 きながら応急対応にも活用するということを考えております。その応急対応の1つの フェーズとして当面の被災者支援というのがあるかなというふうに思います。これが いわゆる村民の災害復旧ということになるかというふうに思いますが、これ、いろん なケースが考えられますので、余りきちっと用途を決めてしまうと、逆に財政の機動 性を奪うかなということもございます。いわゆる、基金には発動基準のようなものが 必要とは思いますが、都度、予算措置を行っていくものでありますので、議会側でも チェック、検討をいただきたいというふうに思います。

○5 番 (松村 利宏) あくまでも被災者のほうのところの救出っていうか救助っていうの が重要になってくると思いますんで、今、回答いただいたとおり、いろんな対応を考 えていただければというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

じゃあ次に参ります。

昨年12月の一般質問で、2021年度以降の小中学校におけるプログラミング教育は 多数の情報機器を使用するため、情報機器が故障すると授業に支障があるため情報機 器の取り扱い、運用、故障排除、メンテナンスのための人材が必要のなるための対応 について質問いたしました。教育長から、文科省の進める教育のICT化に向けたI CT5カ年計画ではICT支援員を4校に1名配置することを目標としているが、中 川村は3校であるため、できればその方向に向けて考えていきたいという回答をいた。 だいたというふうに認識をしております。

中川村の行政は、地域情報システム、行政の電子化を今推進しており、もうほとん どの体制ができているというふうに思っておりますが、情報機器の取り扱い、運用、 故障排除、メンテナンスのため人材が必要になります。これ、学校に導入するICT 機器の数量、役場と学校との距離等を考えますと、行政と一体化して学校の情報機器 の取り扱い、運用、故障排除、メンテナンスを行うことが経済的、効率的かというふ うに思いますが、いかがでしょうか

○総務課長

これまでの学校系のサーバーの関係につきましては、役場に集約して効率化を図っ てきております。

学校現場につきましては、今後、プログラミング教育もさることながら、いわゆる 情報端末といわれるものが文房具のように1人1台になっていくというふうに考えら れます。端末の増加による管理個数の増加、ユーザー管理、ネットワーク管理、セキュ

リティー対策など、教育現場における情報・システム管理というものの業務は非常に 増えていくというふうに見込まれます。

行政職員の利用する機器と児童、生徒の利用する機器とでは使い方の仕様も異なりますので、同じような管理というわけにはいきませんが、学校の生徒の利用する機器についても、今後は基本的に庁側で整備、管理をしていく方向で教育委員会と調整をしております。

○5 看

番 (松村 利宏) 今回答いただきましたとおり、両方をリンクして人材を確保していくということは非常にいいことだというふうに思います。この際、学校のほうは、どうしてもそういうシステム、教育っていうところで使いますので、それを小中学生に実際に教えたり、触っていろいろできるという、そういう教育ができるような、そういうことができる人材っていうのが必要になってくるかと思います。人選においてこういうことを考慮することが必要だと思いますが、それについていかがでしょうか。

○総務課長

ICT教育に直接支援するという部分は、ちょっと教育委員会側かというふうに思いますが、庁側としますと、機器や環境の整備は庁側で行っていきますものの、庁側のスタッフが直接生徒に教えるというようなことは、ちょっと想定ができないところであります。ですが、いわゆるレクチャーですとか、先生に対する相談、支援というようなものは必要になりますし、その中でスポット的に生徒に話をするということはあるかもしれません。ですので、庁側におきましても担当する職員のいわゆる対人スキルというようなものは配慮したいというふうに思います。

○5 ¥

番 (松村 利宏) 今回答いただきましたとおり、学校教育におけるプログラミング教育、今後さらにその辺のところはどんどん進んでいくかというふうに思います。さらに、今後、機器のところ、交換、機器の交換とか、それから教材、それに対する教材のいろんなことを整えていく必要があるかと思いますんで、今回答いただきましたとおり、先生方にそういうことをアドバイスできるっていう人がいれば、機器的なところを、機材の取り扱いとか、そういうハードのところを説明できる人がいて、ソフトのほうは逆に先生方にしっかりとやっていただくということができれば当面行けるかと思いますんで、その辺でしっかりとお願いしたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議 長

これで松村利宏議員の一般質問を終わります。

次に、1番 片桐邦俊議員。

○ 1

番 (片桐 邦俊) 私は、さきに通告いたしました3項目について質問をさせていただ きます。

まず最初に「村の新規就農者支援対策について」ということでということでございますが、改めて全国的な農業従事者の動向を見てみたわけでございますけれども、最近の国に発表では、1995年に約256万人だった農業従事者は、2018年、昨年でありますけれども約145万人となり、23年間で43%も減少しておるという実態でございます。また、農業従事者の平均年齢につきましても、同じく1995年の59.6歳から、2017年、これはおととしの数字でありますけれども66.6歳と、22年間で7歳も実は上昇

をしておるということの中で、高齢によるリタイアが相次ぐことが必至なのが全国の 状況ということであり、どの自治体でも新規就農者を含め農業従事者を増やすことが 喫緊の課題となっているということは言うまでもありません。

9月の定例会におきまして私のほうで新規就農者支援の国の施策について質問をしたわけであります。これは農業次世代人材投資事業についてでありましたけれども、実は、9月の末以降、国も基金の取り崩しや農水省内の調整を行い、追加配分がされたわけであります。それによりまして、中川村はもちろん、全国的にも当初予定されておりました交付金が交付できるという状況になったわけで、大変よかったというように考えておりますけれども、ただ、国は本年度限りの緊急対応であるという説明をしておりまして、次年度に向けては予算がないというようなことの話がありまして、課題が残るというところであろうかというふうに思っております。

今回、引き続き新規就農者に対する村の支援、特にサポート体制に向けて質問をさせていただきたいと思います。

まず、国の調査によれば、農の雇用事業の研修生、これは農家の後継者としての新規就農者ではなく、全く新たに就農された方でありまして、農業法人等で雇用される形の研修生という捉え方をしていただいていいかと思いますけれども、その離農率が約35%と非常に高いことが国ほうから報告されております。離農の理由につきましては、業務内容が合わないと、想定と違っていたというものでありまして、理想と現実のギャップを感じさせるものでありました。

新規就農者に対して、村は営農状況報告書の提出により就農実態は把握しているということでありましたけれども、新規就農者の悩み、課題等を実際に理解でき対応できているのかどうか、現況をお伺いしたいと思います。

○振興課長

農の雇用事業につきましては、先ほど説明がありましたが、農業法人等が新規就農者である雇用者などに対して実施する研修を支援するというもので、農業生産法人等の業務を行いながらの研修になります。雇用者の意向が大きく反映する制度であり、業務内容が合わない、想定と違っていたということは多少あるかなあというふうに思います。

農業次世代人材投資資金を受けて自分で農業経営をされている新規就農者につきましては、中川村では今年度8経営体10人ということであります。2経営体が夫婦型で需給しております。今のところ、過去の受給者を含めまして農業をやめたという方はいらっしゃいません。しかしながら、やめていないといっても悩みや課題がないというわけではないというふうに思っております。

年2回の就農報告書では、農業を行っているという実態についてはわかりますけれども、経営ですとか悩み、課題といったものはなかなか把握できていないというのが実情でございます。進みが遅かったというところは反省しておりますけれども、今後につきましては、営農センターを中心に関係者間でサポート体制を充実させて、対象者ごとに役割を明確にしながら支援をしていきたいというふうに思っております。役割としましては、経営・技術指導を農業改良普及センター、営農指導をJA及び農業

振興推進員、農地等の相談を農業委員会及び農業振興推進員、また補助金等の制度等 につきましては農政係がサポートしていくという役割を決めて、もれなく支援をして いきたいというふうに考えております。

12月、これからになりますけれども、新規就農者のつながりを強めるために受給さ れている皆さんと今申しました関係者が集まって連絡会を開催する予定でございます。

また、新規就農者の悩みを聞きながら課題解決に向けて相談する個別相談会という ものも開催を予定しております。

また、農業担い手の皆さんで組織しております農業経営者会議への参画につきまし ても促しております。農業者同士のつながりといったところも支援をしていきたいと いうふうに思っております。

また、先ほど触れましたけれども、給付金の減額や不給付の心配がされたおりまし た農業次世代人材投資資金につきましては、今回の補正のほうでもお認めをいただき ましたとおり、県、上伊那の調整の中で、最終的には満額交付ということになりまし たけれども、来年以降についてはまだ不透明なところがございますので、その部分に ついては引き続き要望等をしていきたいというふうに考えております。

 \bigcirc 1

番│(片桐 邦俊) 今、丁寧に回答いただいたわけでありますけれども、ぜひ、お話に も今ありましたけれども、やっぱり仲間づくりっていうか、そういうものが大変重要 だと思います。新規就農者にとっては仲間づくりっていうのがやっぱり重要だと思い ますので、先ほどそういった関係者の方々の集まりを持って交流会をするというふう なお話がありましたけれども、ぜひ、そんなことを進めていただきたいというように 思っておりますし、きめ細かなサポート対応をお願いしていきたいというように考え ております。

そんな部分で、前回の一般質問の折に振興課長から、特に本年度配置された農業振 興推進員に新規就農者のそういった部分全般での相談窓口をしてもらうというような 説明があったというように思っておりますけれども、これにつきましても私は大変大 いに期待をしておるわけでありますけれども、先ほど、さまざまなサポートにつきま しては各分野ごとのサポート、経営・技術指導なり、そういった補助金なりというお 話の中で部門ごとのサポート対応の話がありましたけれども、やはり総体の中では一 方窓口として決めた方々がやっぱり聞き取りをしてくるというようなことが大切かな あと、おのおのの部分ではなく、全般のことを聞き取って、それを各部署へ戻って対 応を検討していただくということが必要かというふうに思っておりまして、そういう 部分の中では、農業振興推進員っていうのは大変重要な立場かなあというように考え ております。まだスタートを切ったばかりでありますけれども、その後の新規就農者 との現状、推進員とのかかわり方につきましては今どのようになっておるかお伺いを したいと思います。

○振興課長

ことしの4月から農政係に集落支援制度を活用しまして農業振興推進員を配置して おります。触れていただいたとおり、新規就農者の相談窓口という意味合いも非常に 大きく担っていただいているところであります。現在、主に担っていただいている業 務につきましては、農地の集積等に関する農地相談や中間管理機構の手続、法人みな かたへの助言、指導、新規就農希望者の地域おこし協力隊への就農に向けての指導や 研修農場の手当なども行っているということであります。また、これ以外にも、広い 見識から村の農業振興についてもご意見やさまざまな相談に乗っていただいていると いう状況でございます。

農業次世代人材投資資金の対象者等の新規就農者につきましては、総合的な相談窓 口として農業委員会や農政係とともに農地相談等を行っておりますけれども、今のと ころ全ての対象者への助言などができていないというのが実情でございます。10月か らは勤務も週5日というフルタイムになって勤務体制も整うことから、若手農業者へ のサポート体制の相談窓口としまして一層の指導、助言をしていただく予定でござい ます。

また、先ほども触れましたけれども、対象者の連絡会や相談会を行うことになって おりまして、村の農業を担う若手農業者の育成に尽力をしていただくことになってお ります。

○1 番 | (片桐 邦俊) 私も大いに期待をしておりますし、今のお話を聞く中で、まだまだ。 これからの先の話だと思いますけれども、こういった方が1人体制でいいのかどう かっていう部分もこれからの課題なのかなと、状況を見ながら、またぜひ対応を考え ていただければなあというように考えておる次第でございます。

> 特に、その中で、新規就農者、一番課題になっておるのは就農してから生計が成り 立っていくかどうかという部分かなあというように考えておりまして、ぜひ、そうい う部分の中では、経営っていう部分、これをかなり重点的に、いわゆる重点的に考え ていただいて指導いただきたいなあというように考えております。この辺をまたぜひ ご検討をいただければということで要望しておきたいというふうに思っております。

> その中で、全国の話でありますけれども、新規就農者の研修の受け入れ先では農産 物の栽培にかかわる研修は行われておりますけれども、今お話をちょっとさせていた だきましたけど、農業機械の取り扱いや農業経営にまつわる研修を行っていないとい う実態が実は確認されておるということであります。ただ、中川村がということでは ありません。全国的な部分の中で、全てではありませんけれども、そういう報告がさ れておるという実態があるわけでありまして、村として、こういった新規就農者の研 修計画を立てて受け入れ先となっております法人等と連携をとっているのか、全く受 け入れ先任せにはなっていないのか、こんなことをちょっと心配しておるわけであり まして、営農センターを中心に具体的な研修内容をつくり、サポートあるいは支援し ていくことが必要と考えておりますけども、新規就農者に対する研修内容っていう部 分の中でどのようになっているかお聞きをしたいと思います。

○振興課長

それでは、今、村のほうで雇用しております就農を目的としました地域おこし協力 隊の方々の対応というふうに捉えさせていただいて回答させていただきたいと思いま す。

村では、県の里親制度が農業次世代人材投資資金の準備型、研修の準備型の対象か

ら外れたということから、地域おこし協力隊制度を活用しまして新規就農希望者の研修を本年度から実施しております。現在、果樹希望と野菜希望の2人が地域おこし協力隊として活動を行っております。2人とも農業につきましては初心者であり、初年度、ことしにつきましては農業に関する見識を広める年としまして各種研修会に参加していただいております。

栽培の技術研修につきましては、上伊那農業改良普及センター主催の新規就農実践 塾の基礎コースですとか作物の専門コースのほうに参加をしていただいております。

また、経営の研修につきましては、初心者向けでありますが、農業経営講座のほうに参加しております。これ以外にも、県等の主催する研修会のほうには参加していただいております。

また、実践の研修としましては、村内の先進的な農家のほうに入っていただいて研修をするということも行っております。

また、農業を経営する上では資格も必要ということでございまして、資格の取得につきましては、農業大学校主催の講習会のほうに参加していただきまして大型特殊の免許の取得、また中部労働技能習得センターのほうでバックホーなどの重機の操作等の習得もしていただいております。

ことしにつきましては、法人みなかたの水稲の収穫作業のほうに研修と作業の担い 手として参加をしていただいたところであります。組合員の皆さんに新規就農に向け ての研修であるということが十分周知されていなくて、組合員の皆さんにご迷惑をお かけしたこともあったかもしれません。今後につきましては、研修の意義などもお伝 えして、受け入れをしていただければというふうに思っております。

2年目の次年度以降からは、農作物を育てるといった実践的な研修に移ることにな ろうかと思います。関係機関が連携して研修内容を検討するなど、サポート体制を充 実していきたいと思います。

また、先ほどの次世代人材投資資金の受給者の連絡会等にも参加をしていただきながら、農業者同士の連携というか、仲間づくりのほうも進めていきたいというふうに思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今お話をお伺いしたところ、研修内容につきましては、地域おこし協力隊の方々のようでありますけれども、十分研修をされておるのかなというふうにお話を聞いて思いました。

ただ、先ほども課長のほうから、反省課題ということではありませんけども、本年、村の地域おこし協力隊の隊員の方々が研修という中で、コンバイン等による稲の刈り取り作業、そんな部分もやられたようでありますけども、やはり耕作者の方々に若干説明不足だったというような反省の弁がありましたけれども、ぜひ、やはりこういった部分は経験でありますので、経験を積むということが大事でありますけれども、耕作者の方々には、ぜひ村としても協力をいただくという部分でのお願いは最初からしておいていただきたかったなあと、私もちょっとそんな部分でのお話をお伺いしておりますので、そんなことを村のほうにはお願いをしておきたいと、気持ちよく研修生

を受け入れ、研修ができ、村の就農を担っていただく人材となっていただくということが目的でありますので、ぜひ、こんな部分、村としても気を遣っていただきたいなあということで、お願いをしておきたいというように思っております。

また、先ほども申し上げた中ではありますけれども、くどくなって申しわけありませんが、就農後の生計をいかに成り立たせるかっていう部分の中では、農業経営っていう部分の研修会も必要でありますけども、実際には農産物をどう販売していくのか、こんな部分も、やはり個人任せでなく、そういった部分での対応っていいますか、そんなことも今後考えていただければなあと、これは営農センター等が中心になるべき話であると思いますけれども、こんなことも含めて、ぜひお願いをしていきたいというように思っております。

次に、次の項目に移らせたいただきたいと思いますけれども、「消防団の防災対応について」ということでお願いをしたいというように思います。

長野県内でも台風 19 号による自然災害で大きな被害が出たわけでありまして、中川村としても今後の防災対応は重要課題であり、今回の定例会の一般質問でも多くの議員が質問をされておりますけれども、私は、その中で、地域防災計画の中で防災活動の中枢機関として位置づけられております消防団の対応について幾つか質問をさせていただきたいと思います。

現在、消防団の訓練のあり方につきましてさまざまな意見がありますけども、このことは消防団内でしっかりと検討いただきたいというふうに思っておりますけれども、今回のような大規模災害発生時の消防団の対応、そのための訓練が必要と感じている団員は少なくないというように思っております。私も何名かの消防団員の方々とお話をする中では、そういうご意見をいただいておるわけでありますけども、そのような中で、村では地域防災計画をさまざまな災害ごとに作成していらっしゃいます。私も久しぶりに防災計画を見ましたけれども、莫大なページ数でありまして、村民全員があれを見たことがないだろうなというように思っておりますけれども、消防団員の中でもほとんどの方々が地域防災計画につきましては見たことがないというように言っております。

災害発生時の任務内容につきましては、消防団員の任務というのは、安全対策の点からしますと、情報収集なり伝達、あるいは救護、誘導というような部分が中心になろうかというように考えておるわけでありますけども、ぜひ、消防団に関係する内容、地域防災計画の中でも消防団に関係する内容につきまして抜粋をする中で各消防団員に配付することが必要というように私は考えておるわけでありますけれども、村のお考えをお伺いしたいと思います。

○村 長 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

消防団は、常時水防訓練、水防の出動を任務としておりますので、毎年水防訓練を やっております。また、技術的なところでは、基本的なことですけど、土のうのつく り方、あるいは積み方も含めて、毎年忘れないように訓練をしております。昔やった 中聖牛というのは、ちょっとそれは、どうも今の時代に合いませんし、木流しという

- 98 -

工法も今ありませんので、あと改良積み土のう、それでの破堤を防ぐやり方、こういったものはやっております。

議員おっしゃいますように、消防団が実際の任務として警戒に当たる、これが中心な仕事になりますので、では、どういうふうにやったらいいのか、動いたらいいのか、指揮命令系統の中で動きますので、その単位として、あらかじめこういうふうに動くんだというマニュアルといいますか、縮小した基本的なものは各部の段階でわかるようにしっかりつくり、幹部等も協力しながら、そういったものをつくって示していくと、こういうことを来年度にはやってまいりたいというふうに思っております。

○1 番

番 (片桐 邦俊) 消防団員の方々に聞きますと、今まで消防団の中では、こういったいわゆる活動内容についてのマニュアル的なもの、紙ベースのものっていうのは全く配付をされたことがないということの中で、口頭が多いというお話があったわけでありますけれども、ぜひ、防災に対しての心構えを持っていただくということからも、団員の方々にマニュアル的なものの配付をぜひお願いしておきたいというように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

その中で、今、村長からもお話がありましたけれども、いわゆる連絡網っていいま すか、そういった状況、活動、初期活動っていいますか、初期の対応について若干ちょっ と質問をさせていただきたいと思いますけれども、大規模災害、先ほど、水害、水防 とか、そういう部分についての訓練内容につきましては村長から説明があったわけで ありますけれども、大規模災害時の初期対応について、出動要請があれば対応できる 人員の早期把握っていうものがやはり消防団の中では必要ではないかというように考 えております。そのための連絡網、伝達順序などをマニュアル化しておくべきという ように考えております。先ほど、これは村長からもお話があったとおりかというふう に思っておりますけども、災害本部としても、今、村長からもお話ありましたが、村 の考え方をお伺いしたいと思います。というのは、実は、参考例ということで消防団 の方々からお伺いしたのは、飯田市では、大規模災害発生後、直ちに消防団の各部で、 いわゆる下部組織のほうの各部で人員把握をして、それを分団へ連絡すると、分団は、 各部の集計後、本部へ何名今自宅待機をしておって出動できる人員がおるというよう なことの中で連絡を本部のほうへすると、本部は、その報告を受けて、出動が必要な 場合については各分団へ指示をするという流れができておるというお話を聞いており ます。ぜひ、こんな部分で、やはり各部だけでそういうことをやっておってもいけな いと思いますので、やはり全ての分団、部のほうでこういった流れができることが大 切かなあというように考えておりますけれども、そんなことで、ちょっとどうなんだ ろうっていうか、村の考え方をお伺いしたいというように考えております。

〇村 县

飯田市消防団と中川村消防団は大きさが全く違います。飯田市の場合には、旧村、 別の町、こういったところに各大きな分団を持っておりますので、ちょっと村の体制 とは恐らく違うだろうというふうに思っておりますけれども、今の村の現状を申し上 げますと、まず何かあったときには、事が起きたときには、参集できる人数を把握し てから出動を要請するのではなくて、まずこちらのほうから団長を通じて出動を要請 すると、あるいは水防、警戒に当たってくれ、被災箇所、ここがこうなったのでここ へ行けというような、救出に行けとか、場合は、こういうような出動要請をして、それに集まってきた人数でもって把握をするというような形になっております、現状は。 緊急情報発信サービスを使って消防団を限定した情報配信ができるようには、一応はしてございます。

小規模な団でありますので、複雑なルール等をつくるより、部の単位で連絡を取り 合うほうが現状の体制で大規模の災害時にも機能できるんではないかというふうに 思っております。

これは、現実の話として、私どもの村は、昼間の火災、平時における昼間の――平時っていうか、休日以外でありますが、でも多くの団員が真っ先に駆けつけることが特徴でありまして、休日の出動要請に対しても非常に多くの団員がすぐ駆けつけると、こういう態勢が規律として、気風としてでき上がっていることは非常にうれしく思っておりますので、こういう形でいいんではないかというのが私の率直な感想であります。

それから、大地震の際には、どのような連絡網も恐らく機能はしないでしょう。前の質問とも関連するわけでありますけれども、個々の団員がとるべき対応をこのときに明らかにしておくということもマニュアルの中できちんとつくっていく、こういった知らせていくということも考えていかなきゃいけないなあというふうに考えております。

 $1 = \frac{1}{2}$

(片桐 邦俊) 村長の説明で理解をしたわけでありますけれども、ただ、やはり人員把握、動ける人間の人員把握っていうものは、やっぱりきちっとしておくべきだろうと思いますし、出動要請につきましても、やはり人員が確保できなければなかなかそういった対応ができないわけでありますので、そんな部分の中では、やはり隣り合った部での調整とか、そういうものも含めて、やはり何らかの方策が必要ではないかというように考えておりますので、ぜひ、今回マニュアル等の配付等も考えていただけるということでありますので、そんな部分の中で検討いただければなあというように思っております。今の村の体制が決して悪いというふうに思っておるわけではありませんので、さらに対応をよくするためにということで、ぜひお願いをしたいというように思っております。

それと、もう一つ申し上げておきたいのは、これもある消防団員から聞いた話でありますけれども、実は、先ほどもお話をしましたけども、ある消防団員につきましては、やはり大規模大害、特に地震とか、そういう大規模なものを想定しておるようでありますけれども、そうした場合の初動対応っていうものをどうしていくのかっていうことをやはりうんと気にしておりまして、訓練をしたいと、ただ、何を訓練すればいいのか、何を任務として受けていかなくてはならないのかっていう部分がやはり不明確であるということの中で、実は幹部会のほうにも、どうも消防団の幹部会のほうにもそういった意見を提出したようであります。ただ、その中で、幹部のほうからは、それでは訓練の内容を今度計画を出してほしいというお話があったようでありますけ

れども、計画を出すにしても、任務の内容、実際にどのような任務をしていくかって いうことがやっぱり理解できないという部分があって悩んでおるようであります。ぜ ひ、そんなことも含めて、くどくなりますけれども、任務を含めて、マニュアル等の ぜひ作成をお願いしておきたいというように思っております。

それから、来年1月18日でありますけれども、村の3者共催での講演会で辰野町の 消防団の古村団長が「地域の力で村を守る」と題して講演がされるという計画がある わけであります。実は、古村団長につきましては、過日、議会の総務経済委員会で団 長と懇談してまいりました。古村団長のさまざまな考えがいろいろ聞けて、非常に勉 強になったというように委員会では思っておりますけれども、他人事でなくなった自 然災害への対応について考えるよい機会であるというように考えておりますので、ぜ ひ、会場等の都合がありますけれども、講演会の主催関係職員だけでなく、村職員も 積極的に参加すべきだというように考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○村 長 講師の今回の選定についてお聞きをしましたが、3者共済講演会の今回は東小が校 が当番のようでございます。講師さんとどういうテーマにするのかというのをあらか じめ決めて、3者共済講演会の場に提案し、そこでいいだろうということになって講 師をお呼びすると、こういうお話でありますけれども、東小学校の現在のPTA会長 さんが以前消防団の関係で辰野町の古村団長の地域防災に関する講演を聞いた経過が あるようであります。その講演の内容が非常によかったと、すばらしかったというの で、ぜひ聞いてほしいということでありまして、今回の講演も地域防災がテーマだそ うでございます。まさに時代に即したものというふうに期待されるわけでございます ので、最近、地域防災だからというわけではありませんが、3者共済講演会はそれぞ れの立場の皆さんが関連するテーマを挙げておりますので、これは全ての村民の皆さ んに対しても、非常にお聞きするということはいいことであるかというふうに思って おります。したがいまして、村民にかかわらず職員も、特に地域防災ということでご ざいますので、任務として、やっぱりこれは、中川村の職員は考えていかなければい けないということでございます。したがいまして、参加については常に呼びかけてお りますけれども、今回も、より積極的に参加をするようにということで、まだ日もあ りますので、呼びかけを行ってまいります。

 \bigcirc 1

番|(片桐 邦俊) 今、村長からお話がありましたけれども、ぜひ多くの方々に参加い ただいて、防災について関心を持っていただきたいというように思っておりますので、 よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、3つ目、最後でありますけれども「JA上伊那片桐支所後利用と村交流 センターについて」いうテーマでございます。

交流センターにつきましては、昨日3番の松澤議員の一般質問で細かく質問されて おりまして、重複部分があるかと思いますけれども、よろしくお願いしたいというよ うに思っております。

まず、JA上伊那片桐支所の跡利用についてでありますけれども、2020年からJA 上伊那中川支所体制が変わりまして、片桐支所はATMを残して閉鎖となるというこ

とになっております。JAからの通知によりますと、片桐支所の後利用につきまして は、現在中川村と検討中で、中川村の広域的な拠点として利用する予定との報告であ ります。村として現段階でどのような考えを持っておられるのかお伺いをしたいと 思っております。

私は、実際に昨日も3番議員からも話がありましたけれども、現在検討を進めてお ります交流センター関連の施設として利用することが望ましいと私個人は考えており ますけれども、いかがでしょうか。

○振興課長

IA片桐支所金融施設の後利用につきましては、農業関連や自治体が使うことが J A側の貸し出しの条件というふうにお聞きしております。現在、村が借りる方向でJ Aと協議を行っております。近日中につきましては、借り入れるに当たっての賃料や さまざまなランニングコストなどの経費についても協議をする予定でございます。そ の点についても見極めての結論となりますので、この件については決定事項ではあり ません。

想定する活用方法は、チャオ周辺のにぎわいや地域活性化に資するためにも、農業 振興の拠点であります、議員も申されましたとおり交流センターの事務所として活用 する方法がよいというふうに考えております。

また、事務所にあわせまして観光案内や村のお土産や特産品、工芸品を展示販売す る物産館的な使い方も考えられますが、現在の直売所との関連やチャオ全体の流れな ども考慮して検討していかなければならないというふうに思っております。

JAとの協議がある程度整いまして活用が決まりましたら、施設整備も含めて活用 方法についてお示しできればというふうに思っております。

○1 番 | (片桐 邦俊) 私のほうでも、そんな形の中でぜひお願いをできたらなあというふ うに思っておりますので、交流センター絡みの、ぜひ有効な場所になるように、村と して十分検討いただければなあというように思っておりますので、よろしくお願い申 し上げたいと思います。

> そんな立場から、そういう立場から交流センターの構想——構想っていいますか、 交流センターについて若干お伺いをしたいというように思っておるわけでありますけ れども、交流センター構想については、振興課長から以前、組織の設立に関係なく、 できる取り組みからスタートしていきたいという説明があったわけでありまして、現 状での取り組み成果、また交流センター設立に向けての検討の進行程度を質問する予 定でありましたけれども、実は昨日の松澤議員の一般質問で話があったので、今回こ の部分の回答は結構でありますけども、関連して、その中でお答えいただけるようで したら2つほど質問したいわけでありますが、1つは、昨日、関係する組織、団体の うち農業経営者協会の方々と意見交換しているというお話がありましたけれども、農 業経営者協会の方々の交流センターに対しての意見っていうのはどんな考えを持って いるのか、どんな感想があるのか、ちょっとお答えいただければお願いしたいという 部分と、もう一点、交流センターにつきましては幾つかの組織、団体に参画要請をし ていくということになろうと思いますけれども、昨日の話の段階では、まだ農業経営

者協会の方々とだけの今のところ話し合いだけっていうふうに私はお伺いしたいんですが、他の組織、団体等の方々とも交流センターについては意見交換をし始めているのかどうか、再度お伺いできればというふうに思っておりますが、よろしくお願いします。

○振興課長

農業経営者会議の皆さんと懇談という形をとらせていただきました。今考えている 内容につきましてお話をしたところ、そういう組織は必要だというようなお答えをい ただきました。その中で具体的にこういうことに取り組んでほしいという部分として は、農産物の販売といった部分について取り組んでほしいと、特に、地元の直売とい うのも必要なんですけれども、いいものを高く売れる場所を確保してほしいと、出張 販売的なものの中で販路を広げてほしいといったような意見がございました。

そのほかの団体の皆さんとの直接の懇談ということはしておりませんけれども、内容等については、農業関係の会議等について説明をさせていただきながら、順次意見のほうをいただいているということであります。過日も果物、果樹研究会ですか、そういうところの中で内容のほうは説明をさせてきていただいておるところであります。ちょっとそこでどういう意見が出たっていうのは、ちょっと私、出席していないもんですからわかりませんけれども、事あるごとに、この構想については説明をさせていただいているところであります。

○1 番

番 (片桐 邦俊) ぜひ、さまざまな組織、団体の方々に協力いただかなくては、この 交流センター、成功していかないというように思っておりますので、これも早急に、 そういった組織、団体の方々との意見交換の場をぜひ持っていただきたいと、意見を 十分集約する中で交流センター設立に向けて反映をさせていただきたいなあというふ うに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

今、実際に農業経営者協会の方々からも要望があったようでありますけど、やはり 交流センターにつきましては、そういった農産物の販売というものは、やっぱり1つ 重要な業務になってくるかなあというように思っておるわけでありますし、交流セン ターの運営っていう部分につきましては、収益を得る経済事業が必要であるというふ うに私も考えております。そのためには、やはり、先ほどからも話がありますとおり、 特産品の開発やら販売を含め、農産物の直売所機能っていうものは必要と、交流セン ターに必要というふうに私も認識しております。昨日、地元農産物を地元で販売を考 えている旨の説明がございましたけれども、現在は先ほど話があるとおり他事業者で 直売業務を受けており、これにつきましても調整が必要なのかなというふうに思って おります。この事業者との連携を含めて、村は直売所を今後どのように考えていきた いのか、考えがありましたらお伺いをしたいというように思います。

○振興課長

有利な販売を求めて出張販売も必要でありますけれども、地元の農産物を買える直 売所の機能も必要というふうに考えております。

現在は事業者が農産物直売所店舗の中で行っておりますが、交流センターの設立に合わせ、さらに機能強化や拡張は必要であり、事業者と話し合いを持ったところであります。これについては、結論は今のところまだ出ておりません。

例えばの話ですけれども、現在事業者が行っているスペースを多少拡大して、交流センターがインショップといったような形をとりまして、農家組織のとりまとめや陳列、商品の管理を行うといった方法も考えられるかなと、また、事業者の入り口の付近を伸ばして今テントをやっているところの軒を伸ばして、そこに直売所のスペースをつくるといったこともどうかなというふうに思っております。また、JA片桐支所の跡地を利用するといったことも考えられます。さまざまな方法が考えられると思いますが、後戻りのないように関係者の皆さんのご意見をいただきながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 農産物の直売所のよさっていうのは、やはり対面販売であることだというように私は考えております。いわゆる各スーパーなり、そういうところには地元の直売コーナーというものがあるわけでありますが、特に、そういうところでも地元の直売コーナーっていうのはかなりお客さんが入るわけでありますけれども、やはり一番直売所でこれから求められるのが、いわゆる買い手の方々とのコミュニケーションっていいますか、そういう話の中で買っていっていただく、旬のもの、あるいはお勧め品等を買っていっていただくということが重要な機能だろうというように私は考えておりまして、いわゆる直売所の中には、やっぱり職員を配置して対面販売をしていくということが盛り込まれるべきかなあって私は考えておりますので、ぜひ、こんな部分を一考、直売所をこれから考えていく中ではお願いしたいと、全て事業者に任せて、ただ単に置いて販売するんではなくて、そういった対面の販売ができるようなシステムをつくっていただければなあというように考えておりますので、そんな

○議 長 これで片桐邦俊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時といたします。

ことをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

「午前10時46分 休憩」

[午前10時58分 再開]

○議長│会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 大原孝芳議員。

○4 番 (大原 孝芳) 私は2問を質問したいと思います。

まず最初に「認知症の事故救済制度について」と題して質問したいと思います。 この問題につきましては、ある全国版の新聞の中で報道されたものでありまして、

私もこれを目にするまでは、ちょっと状況はわかりませんでした。しかし、その記事の中で認知症の方が、中川村においては施設、グループホーム等ありますので、そういうところに入れる方、また認知症と認定されても自宅で過ごされている方、いろんな方がいらっしゃると思いますが、事故があって、その責任を問われるというようなことが全国的にございまして、そういったことで過去に皆さんも記憶があると思います。そうした中で、今、自治体がそういった方々の保険料を肩がわりしようと、していると、そういったことが報道されましたので、ぜひ私も、まだ皆さんもそういった

ことをやられているっていうことは御存じないと思いますが、ぜひ、中川村にとって も非常に大事な問題ではないかということで、今回質問させていただくことにしまし た。

それで、報道等によりますと、2025年問題っていうのは皆さんも御存じだと思いますが、団塊の世代の皆さんが75歳に全ての方がなると、そういう時代が2025年と言われていますが、全国でも認知症の高齢者は700万人が2025年にはなるでしょうと、そんなふうに国のほうでは申しております。ということは、中川村においても相当の数の皆さんがそういった認知症の方が見込まれるという中で、全ての方が認知症になれば施設には入れるとか、そういったことには絶対ならないと思います。また、家の中でそういった方々がもし何か徘回をしてしまったりしますと、どうしてもその方についている家族の方、それから、どうしても何かあれば家に閉じ込めたくなる、そういったことが必ず出てくると思われます。そうしたことで、中川村において、もしそういった方が、認知症になられた方も、中川村の中では、まず安心して暮らせる、そして、そういった見守り等の方もいらっしゃっていろんなケアができる、そういう村であれば非常に皆さんが安心して暮らせると思います。

まず、そういったことの中で、まず、今現在、中川村の中でそういった方々が、どのような村の中で、こういった保険料の方がいるとか、そういうことを抜きにしても、 今どういう認知症の方々のケアができているかということをまずお聞きしたいと思います。

〇村 長

長 今、認知症になっている方、現実にいらっしゃるわけでありますけれども、こういう皆さんについては、家庭で過ごされている方もいますし、村の中にある認知症のグループホーム、こういったところに入って生活をされている方もいますし、認知症とともに介護度が大きく上がった方は施設に入所されていると、こういう方もいらっしゃいます。

地域がどうやって認知症の方々を同じように普段の生活の中で見ていけるかっていうことでございますけれども、まず認知症になった方自身の本人の不安って、ちょっと私もよくわからなくていけないんですけれども、いろんな症状が出てきて、あるいは家族から注意をされて、将来どうもこういうふうになるんではないかというふうに本人が思い込むというか、思ってしまう、他人から言われて、そういえば、どうも私はこういうふうで、将来、例えば私の親もそうだったようになるんではないかと、こういうふうに思うケースがあるかと思います。当然、家族の不安としましては、徘回をする、現実に徘回をする場合もありますし、目が離せない、火を使っても消し忘れてしまう、要するに火を使っている、かけっ放しという自覚がない、あるいは水の出しっ放し、事によると、ほかの家へ行って何かやたらに――やたらというか、持ってきてしまうと、これも本人の自覚がなくてやってしまうっていうようなケースもあるかもしれません。特に一番大変なのが、車で出かけて、ちょっと接触事故をよく起こすというようなケースもあるわけでありまして、これを注意すると逆切れしてしまうというようなこともあるかもしれません。こういったことが家族の不安でもあり、も

しかしたら本人の不安でもあるということでありますので、こういう皆さんとどう やって生活っていうか、中川村という社会の中でうまく生活をしていけるかっていう ことについては、このように今現在やっております。認知症にかかわる事業っていう のは介護保険の地域支援事業に位置づけられておりまして、認知症総合支援事業とい うものを中川村では地域包括支援センターが中心に取り組んでおります。主には、早 い段階からの支援としましては、認知症初期集中支援推進事業と地域における医療、 介護等の連携を推進するための認知症地域支援ケア向上事業、この2つがあります。 初期集中支援というものにつきましては認知症初期集中支援チームというものの設置 が、そして地域支援ケア向上につきましては認知症地域支援推進員の配置が義務づけ られておりまして、それぞれ地域包括支援センターに設置、配置をしておるところで あります。つまり、地域包括支援センターがこれらの事業を進めていく大もとになっ ておると、こういうふうに解釈をいただければいいかと思います。早期発見と早期診 断、治療、対応ということを目指しまして、困難化を防ぐとこが大きなこの事業をや ることの目的になっております。中川村でも南向、片桐、両診療所の医師や専門職に 協力をお願いいたしまして、早期の専門的な診断を得て、進行の予防の治療や運転免 許証の返納への働きかけ、村内巡回バス定期券・NAKAMOの進呈へ実際にはつな げていったケースもございます。

また、認知症の人が安心して暮らしていける地域は誰もが安心して暮らしていける 地域であると言われますので、介護保険事業の取り組みそのものが目標に向かった取 り組みであるため、医療機関や関係部署のみではなく、あらゆる方面での関係者、何 より住民の皆さんとともに考え知恵を出し合って暮らしやすい地域を目指しておると いうところで、今、村としては活動をしております。

それから、私たちも、例えば近くで、どうもあのお年寄りのおじいさんおばあさんはちょっと変だなというような―変だなという言い方はないんですけど、ちょっと方角がわからなくなってしまったような方をまちなかで見かけたりしたときにはどういうふうに対処したらいいかということを、実はグループホームの麦の家の専門の方に講義をお願いして、認知症の支援サポーターというような、資格ではないんですけど、初期的な、そういったお話を聞く中で、行動の特徴ですとか、こういうふうに誘導するとか、そういったことも講座としては受けて、職員も勉強しておるところでございまして、こういったことが全体で、私たちが、専門家ではない私たちができる中川村が、こういう認知症のお年寄りと一緒に暮らしていけるような地域づくりの1つではないかなというふうに考えております。

○4 番 (大原 孝芳) 今お話の中で、地域包括センター等を中心に、そういった方々のケーアができているということであります。

そして、今回、私が質問させていただくところは、そういった地域の中にきちんと、 そういった方が初期のころからいろんなケアの仕方、それから少し進んでいった方が、 例えば私の近所にもいらっしゃいますけど、歩いているときに住民の方が声をかけら れて、一緒になって、私もやったことありますけど、どこへ行くんですかって聞いて、

そして家まで送り届けるとか、そういったことも実際に行われているように思います。 しかし、あるときに、ここにもちょっと書いておいたんですが、これ何県、愛知県 でしたかね、認知症のお年寄りが電車の踏切で死亡事故を起こしまして、そこで電車 をとめてしまいました、そして、その後、鉄道会社から、新聞記事によりますと 720 万円の損害賠償の訴訟を起こされたと、そんなことがありまして、中川村ではなかな か考えにくいなと思われるんですが、しかし、そういった方の認知症を患った方の行 動っていうのはなかなか予測できないものですから、例えば、認知症の皆さんとつき 合うのも大変なんですけど、またその上に追い打ちをかけるように、そういったトラ ブルによって例えば相手のものに損害を与えてしまったときに、じゃあ誰が補償する んだっていう話になりまして、当然まずは家族のところへ来るわけでございます。そ うしたことに対して行政では何かできないかっていうようなところから、こういった 事故の補償制度というものが出てきたというふうにいろいろ報道されております。そ れで、本来これは国が考えていくべきことではないかというような、ある団体の皆さ んも行政側にしっかり陳情しているそうなんですが、なかなか時期尚早じゃないかみ たいな、立ち上げができないような状況に聞いております。したがって、そういう中 で自治体がいよいよ動き出したと。そして、どういうそれに対して行政が支援できる かっていうことで報道されている中を見ますと、個人賠償責任保険という民間保険が あるそうでございます。そういったものを自治体が認知症の方というか家族の――認 知症の方に掛けるんですかね。そして、その中で補償されると。そして、これは、自 動車事故は対象外だそうですが、相手に損害賠償をされた場合に、相手から損害賠償 の請求を受けたときに、それがかわってできると。それで、そのケースとしては、非 常に金額なんかも、金額も年間1人1,000円とか2,000円とか、非常に、私も見て、 ああ、そういう金額で肩がわりできるんだっていうようなこともありました。したがっ て、もしそういうことができれば、家族にとってはすごく安心感があるんじゃないか なと考えました。したがって、まだ全国では39の自治体しかまだ加入していない―― 加入っていうか、保険料の肩がわりをしている自治体はないそうなんですが、ここに も書いておきましたが、長野県では下條村が真っ先にやっているっていうことで、 ちょっと驚いたんですが、ちょっと私も下條村へ行って聞いてくればよかったんです が、ちょっと実態まで調べていないんですが、もしこういったことができるんであれ ば、ぜひ、ちょっと研究していただいて、これから多くの方がそういった病気に、認 知症っていう病気にかかる可能性って、私たちも含めて可能性があるとしたら、ぜひ こういった取り組みを進めていっていただきたいと、そういうことを思うわけであり ます。そして、ぜひ先進地なんかも調べていただいたり、それから、どういう人たち を入れる、何ていうんですかね、行政としては範囲に入れ込んでいくとか、そういっ たことを研究していただいて、もし、これがいい制度であるっていうか、大事だと思っ ていただいたら早期に取り組んでいただきたいと、そんなことを提案させていただい ているんですが、いかがでしょうか。

長 まず、今、議員のお話にあった、踏切に入って電車にはねられて、その方は亡くなっ

てしまったんですが、それについて鉄道会社が御遺族に約720万円の損害賠償を求めた裁判ということがあったようであります。

認知症の人が事故を起こした場合などの損害額を補償する制度の創設につきましては、平成28年末に内閣府や厚生労働省、法務省などで構成される関係省庁連絡会議で制度の創設について検討したんですが、見送る方針を決めたというふうに新聞報道であったわけであります。1つは、全国的に少額な事例が多いこと、それから民間保険での支払い件数も少ない、これは逆に言うと民間保険に入っていない、心配であるにもかかわらず入っていないということが考えられるんですが、そういうことが理由として挙げられたようでございます。

議論のきっかけとなったのは、議員もおっしゃられましたように、平成19年に愛知県で認知症の男性が徘回中に電車にはねられ死亡した事故であります。鉄道会社が遺族に今言われたような金額の賠償責任を求めたけれども、平成28年3月の最高裁では賠償責任はないとの判決が下されたとありました。ただし、家族の監督義務は認知症の場合であっても個別に判断されると、こういう事例ができたわけでありますから、これを見て、どうも認知症とわかっていて家族がそれなりの対応を明らかにしていないという場合には、これは責任の追及をされることもあり得るんではないかというふうに解釈をされるわけであります。そういうことがありまして、何ていいますか、そういうことでありますから、もしかして高額な賠償の額を負担する、遺族の方が負担をするようなケースは今後生じないとは限らないということは言えます。

現在、11月現在でありますけれども、全国では神戸市、富山市、東京都葛飾区など、 県内では下條村がことしの8月から認知症専用保険料の一部に補助金を支給しており、 少なくとも全国では39市区町村が民間保険を活用した補償制度の運用を始めておる というふうに聞いております。このほかにも実施に向けて検討中であったり、情報収 集中の自治体もあるということで、今後さらに実施数は増える可能性は高いだろうと。 先ほど言われましたが、2025年には団塊の世代が75歳に達して、高齢者はピークに 達してくるということがありますので、700万人という背景も、もしかしたらこれか らもっと進むかもしれないし、わかりません。

こういう状況があるということだけ申し上げた上で、じゃあ村はどういうふうに考えるのかということでありますが、1つは、先ほども質問でもお答えをさせていただきましたが、包括支援センターを通じて地域の中でそういう皆さんをしっかり見守っていく、あるいは重症化しないようにケアしていくと、こういう態勢をとっておりますから、その中で見つかったレアなケースとして、もし運転が危ないというようなことであるならば、こういう運転を控えていただく、控えていただくかわりに例えば村の巡回バスの定期券を、実は75歳以上の方で免許を返納した方については3年間無料でパスをお渡しするようにことしからしております。これに準じた扱いをするとか、こういうケースもあるわけでありますので、こういったことも考えていく必要があるだろうと。

ただ、もし事故を起こしたとしても、認知症の保険ではなくて自賠責や任意保険か

○村

ら補償が受けられます。そして、徘回で線路を渡る場合は、例えば中川村の場合には、 見ていただければわかりますが、非常に少ないわけであります。たまたま鉄道があっ ちのほうに――あっちっていうか、西の端のほうを通っておりますから、ただ、認知 症の方っていうのは、聞いたところによると、生まれ故郷というか、生まれたところ を目指して帰るとか、そういうふうなことを言われていますから、間違えて一人で外 出してそっちへ行ってしまうということが全くないわけではありませんけども、非常 に今のところ起きていませんし、幸いなことに少ないんではないかなというふうに 思っております。

村独自に補償制度を創設するという考え方につきましては、今のところ持っておりません。

しかし、村内の認知症で徘回される方の把握に、やっぱり今以上に努めなければいけませんし、まずは情報を収集しまして、実際にこうした保険に加入されている状況やどんな場合に高額な賠償を請求されるのかなど、事故補償が必要となる場合も含めて調べることから始めていきたいと思っております。

ただ、下條村にお聞きしたわけでありますけれども、下條村の場合には、本人の障害っていいますか、本人も受け取れる、こういうふうなケースであるようでありまして、若干高くなっております。お一人、自分のけがも補償の対象で、補償額は1億円らしいんですけど、年に一括払いで1万3,000円、これの2分の1を村が負担しておるということでありますけど、当然該当した事例はないということと、予算取りをしておるようでありますけれども、なかなか、それに私も私もという形で御家族の方の申し出はなかなかない、こういうことのようでございます。これを、下條村のことを村に当てはめますと、人口から見て5人くらいいたっていうお話ですから、この保険をそのまま適用すれば7人くらいはあるのかなあとは思いますけども、何せ掛け金が高いということと、さっきお話しがありましたとおり、じゃあ本人の障害っていうことは別にして、ほかの保険でできるので、何か大きなことがあったらという、非常に掛け金が安い場合、こういったケースも含めて考える必要はあろうかと思います。

ただし、ちょっと私に一言言わせていただくと、村がやっぱり、認知症は、高齢者は増えていきます。だけど、やっぱり基本は、御家族ですとか、そういう方がやはりきちんと――そういう方っていう言い方はないけど、認知症になった方の家族はどういうふうに一緒に暮らしていけるのかっていうことをやっぱり考えるべきだと思いますし、私もそのうちなるかもしれませんし、恐らくこの中にいらっしゃる議員さん方も誰かなるかもしれないんで、これは冗談ですけど。人口は、やっぱり対象者は増えていくはずなんです、高齢化も進んでいきますから。だから人ごととは言えませんけれども、とにかく、保険の制度は研究するけれども、一番はやっぱり包括支援センターをうまく使っていただくこと、その中から実効あるケアの取り組みを事前にしていくっていう、そういうことに力を入れるっていうことだと私自身は思っております。

本番 (大原 孝芳) 今の回答でわかりましたが、こういう問題がこれから非常に増えてくるっていうことで、非常に先進的な考え方ですので、私もそれが全ていいとは申し

ませんが、こうったことが村民の方にも、こういうこともあるんだっていうこととして、やっぱり承知していただくことが私も大事だと思いますし、確かに住民の皆さんが一番いい形は、地域包括センターを中心に、また住民のコミュニティーの中で、やっぱりこういった方がきちんと完結できるようなことができれば一番いいんですが、なかなか家族の努力だけではできない場合だってありますよね、認知の場合は。ですので、いろんなことが考えられますが、ぜひ、こういったことをやっている自治体があるということをまず承知していただくことが私は大事だと思います。この件については以上であります。

次に、「再編統合の検討が必要な病院名の公表について」という題で質問をしたいと 思います。

これも新聞報道で皆さんも承知していると思いますが。これは、9月の26日に厚生労働省が発表しまして、大きく報道されました。再編、統合が必要な全国の424病院を実名で公表いたしました。全国には1,455の公立病院や日赤などの公的病院があるそうですが、競合地域にある病院との再編や統合の議論が必要だとしまして、今424の病院名を具体的に発表しまして、県内では44の公立・公的病院のうち15の病院の名前を発表いたしました。その中には、ここにも書きましたが、松川町にある下伊那赤十字病院、それから高森町にあります下伊那厚生病院の名前がありまして、私も驚いたんですが、中川村の皆さんは、非常にここにもお世話になっている方がいらっしゃると思います。そして、この問題は実名が示されたっていうことが非常に大きくセンセーショナルに、いろんな、最近までずっと新聞等で報道されて出ていたわけなんですが、つまり、実名を出してまで進めなきや国は進まないとしてやったわけなんでしょうが、一番驚いたのは地元の皆さんであったり、ここにお世話になっている患者さんだったと思います。その中に、いろいろ批判、ああ、よくやったとは誰も言いませんので、ほとんど、全国知事会であったり、それから町村会、市長会あたりは全部、これに対して抗議をしております。

そうした中で、私たちは中川村に住んでいまして、今、中川村では、医療を受けるときに、例えば南向、片桐に診療所があっていただいて、大きな柱がありまして、そこで紹介状を書いていただいたり、いろんな地域で治療を受けることができます。したがって、今、村民の皆さんで医療体制に対してすごい不安を持っている方は、なかなか、その中ではなかなか知らないんじゃないかなと思います。また、救急的な場合には、遠くは松本、ドクターへリで来ていただいて松本まで飛んで行っていたり、本当に、今、中川村の村民においては、医療体制っていうのはきちっとできていて安心している中において、今回、こういった下伊那赤十字病院あるいは厚生連の下伊那厚生病院等がひょっとしたらなくなってしまうんではないかと、つまり、国のほうでは採算的なことで勝手にやっているもんですから、そういった方が多くいらっしゃるんじゃないかなと思います。先日、投書なんかも見ていますと、信毎なんですが、これに対して非常に不安を感じている女性の方がいらっしゃったり、それから、今ここにもちょっと持ってきたんですが、片桐診療所の、言っちゃっていいんだか、南先生も

○4 番

信毎に投書をされまして、非常に憂いておりました。要は、地域のことを本当に考えて今回こういったことを発表しているかどうかっていうことなんです。ちょっと南先生の言葉をお借りしますと、地方の病院が地道に取り組んできている医療以外の事業を正当に評価するのは非常に難しいと、こうした病院の努力に目を向けることなく、国が採算性を第一に考えた病院再編を進めようとしている点が非常に問題であると、また、地方の病院が幾ら頑張っても外来患者数や手術件数で都市部の大病院に勝てるわけがない、地方の病院が医療や介護などで地域住民にとってなくてはならない存在であることは間違いないので、厚労省においては地方の病院の努力と活動を正当に前向きに評価していただきたいと、こんなことも言われております。

私は、中川村の皆さんが、住民の皆さんがどういうふうにお感じになったかは詳しくは承知していませんが、ぜひ、こういった議会を通じて、村として、昭和伊南病院の話も私たちも聞いていますので、村長もそこには出席していますので、それとは別に、非常に、こういった中川村の環境の中で今こういったことが発表されたということに対して、何らかのこれからアクションを起こしていかなきゃいけないと思うんですが、今、現時点で受けた時点で村長はどんなような感じを受けたんでしょうか。

まず、医療区分としてのお話からさせていただきたいんですが、1次医療機関っていうのは個人病院ですとか診療所であります。診療所はベッド数が何床以下ということであるようであります。2次医療っていうのが今のお話にあります下伊那赤十字病院、下伊那厚生病院、それから昭和伊南総合病院、3次医療機関が伊那中央病院、飯田市立病院でございます。3次医療機関は紹介状がないとなかなか診察をしてくれないようでありまして、初診は5,000円近くの支払いが必要だということだということであります。

○村

今回のお話でありますけれども、下伊那赤十字病院は一般病床が60床、医療療養型病床が40床の合計100床の病院でございます。また、下伊那厚生病院は一般病床55床、医療療養病床が20床の75床の病院でございます。いずれも今回の再編、統合の必要な病院として9月の公表の病院に名前が出ました。その目的は地域医療構想の推進のためと、確かにしておるようでございます。今回は、この2つの病院が挙がったというのは、判断材料としては、がんや周産期、救急などの領域での診療実績が特に少ない病院の中だと。それはそのはずで、2次医療でございますし、こういうがんですとか周産期医療を、特に、昭和伊南の場合にはがんの手術もやっておりますけれども、周産期医療等はやっておりませんので、救急も、この2つの病院、全くないわけではありませんけれども、非常に少ないということで、近隣に非常に似たような距離のところに、近い距離に同じような機能を持つ医療機関がある、これは昭和伊南総合病院もそうでありますので、そういうところでもって、2つ、これを、何といいますか、地域医療構想の中で網にかけたところ、2つの統合という、何ていいますか、オートマチックに出ちゃったのかなあというふうに思っております。

今おっしゃられたとおり、私どももそうでありますし、といいますのは、下伊那赤 十字病院は、特にちょっとお話しさせていただきますと、平成30年度の一般入院患者 実績は、松川町が、一般入院ですよ、1万1,136人で、全体の66.7%を占めております。中川村が1,653人で9.7%、1割近い方が下伊那赤十字病院にお世話になっているというふうな数字が出ております。

それから、中川村、そういう病院ですから、巡回バスで病院に通う方も結構おりま すし、年間では139人の方が巡回バスで通っております。また、デマンドタクシーを 利用される方は79人の方が利用されております。これは数としては少ないっていう ふうに見えるかもしれませんが、家族が乗せていったり、あるいは自分自身で運転し ていく方も含めれば、これは通院の患者ということになりますんで、その結果入院も あり得るんでしょうけど、もっと多いわけであります。これが、もし仮に統合してし まって、この中間、あるいはなくなってしまってどちらかのところに行くっていうと、 非常に、どちらかのところに行けば、そこに病院があったところの松川町、高森町の 住民の方は非常に困るわけでありますし、もし仮に高森のほうに、といいますのは、 かなり、築40年たっておるという病院でありますから、行ってしまうような、閉鎖を して向こうに統合されてしまうような事態になりますと、私どものところからは非常 に遠くなります。昭和伊南でも4~5km ありますので、中心から見ると。ましてや高 森の下伊那厚生病院まで行くということになりますと 10km はあります。私のところ からでもそのぐらい距離ありますので、非常に遠くなるというところで、私どもにとっ ても非常に影響は大きいというふうに考えております。したがいまして、ということ がまず思うことと、例えば統合しなんで病床を削減、ベッド数を削減する、これは何 かといいますと、長野県地域医療構想が概要の中で述べております。やはり人口がこ れから減ってきますから、そこを見定めた上で中を見てみますと、ブロックに分けて あるんですが、やはり病床数は減っております。仮に、そういうふうになって病床の 削減されたと、例えば一般療養に限らず病床を削減されたとすると、これは、もう医 師、看護師の削減を意味するし、選択する患者は不安視を当然いたします。その病院 は選ばなくなって、その病院の医業悪化というのはより進むのではないかということ が考えられますので、どちらにしてもこのままでいいとは言えませんが、今の急な話 の中では、非常に困るということが言えるかなあというふうに私は思っております。

那赤十字病院も本当に中川村の方が入院していたりして、お世話になっているなっていることが今わかったわけなんですが、いろいろ新聞の記事等を読んでいますと、この国の考え方っていうのは、確かに人口減であったり、それから高齢化であったりして、財政的に、例えば税金投入について非常に危機感を持ってこういうことをされるんでしょうが、いずれ何らかの国も再編、統合については進めていくと思います。また、県においても今のようなお話で、ベッド数を減らそうと、それから急性期と回復期のバランスを考えてリハビリのほうを増やしていこうっていうようなことも、多く今、再編の中で考えられているんですが、現状、例えば今、そういった非常に中川村

の村民にとっても、今極端なことをされてしまうと非常に困ってしまうっていう現状

があるわけですが、今、今回、昭和伊南病院については、この前も私も議会のほうで

○4 番|(大原 孝芳) 今、村長のほうから具体的な数字も出していただきましたが、下伊

- 112 -

いろいろ、伊南行政組合のほうからの連絡を受けまして、新病院もつくっていくって いうことなんですが、それとは全然話は別なんですが、つまり、いろんな、さっきの 南先生の話でもないんですが、やっぱりいろんな地域の事情っていうのがあって、一 くくりで何か物事を全て解決していこうっていうことは非常に無理だと思います。し かし、国のそういった再編については、もう、これも待ったなしに進んでいくでしょ う。そういうときに、今後、中川村としてどういうことができるかっていうことだと 思います。したがって、例えば直接お金を払う昭和伊南病院については、しっかりこ れから行政も、それから議会もしっかりかかわっていくわけなんですが、例えば今み たいな下伊那の病院については、なかなか実際にお金が出ているわけではないんです かね、私もちょっとそこら辺はわかっていないんですが、そういう中で、中川村とし て、そういったところにいろいろお世話になっている病院に対してどういうことが、 要望なり、一緒になってほかの行政区が違うところと連携とり合ってやっていける かっていうところは、村長はおわかりでしょうから、わかっていると思いますので、 ちょっと、今後どういうことが村長としてアクションを起こせるか、そしてまた、も し、こういったことに対して中川村村民としてどういうような、私、議会を通じても 要望活動ができるかっていう、そこら辺について、ちょっと今、村長のわかる範囲で 見解をお聞きしたいんですが。

○村 長 下伊那赤十字病院でございますが、この病院につきましては、経営状況をちょっと 申し上げたいと思うんですが、平成30年の経営状況が、医業収益、これは病院の、何 ていいますか、収支をする区分になっているようであります。一番は医業収益がプラ スであるということが病院の経営の状態のよさをどうもあらわすようでありますけれ ども、医業収益がマイナス1億893万5,000円で、その他の収益で8,977万8,000円 のプラスということでありまして、この中には、その他収益の中には補助金として1 億198万3,000円の松川町からの財政支援があります。ちょうど調べてみましたら平 成29年も同額のものが松川町から支援をされておりまして、これは、松川町に対し て、何ていいますか、特別交付税として国のほうからお金が来ていて、それを松川町 は全額、下伊那赤十字病院に補助として交付して、それで何とかやっておったようで すけど、平成30年は初めて赤字になったということもお聞きをしました。そういう状 況でございます。

> 今、下伊那赤十字病院の運営委員会というものがありまして、この数字も、年一遍 でありますけれども、松川町はもとより、飯島町、中川村、大鹿村、豊丘村、喬木村 と高森町、この関係する下伊那の北部の5町村の皆さんと私ども上伊那の2町村が一 緒になって事業の報告をしていただいたり、これからこういうふうに改善してほしい というふうな意見交換の場を持っておりますけれども、ただし、経営に関してはなか なか踏み込むわけにはまいりませんし、私どもは組合立の病院の昭和伊南総合病院を 持っておりますので、こちらのほうの支援をすることはあっても、直接財政支援はあ り得ないというふうに思っております。

それと、もう一つは、やはり関係している町村の皆さん、北部の下伊那の5町村の

理事者の皆さんも言っておりましたけれども、やはり、まず下伊那赤十字病院の経営 のやり方、こういうふうに変えるんだっていう、あるいは建物を建てかえるなら建て かえるで、ぜひそういう再建案――再建案という言い方はありませんが、これからの 方向をきちんとした上で、その上で例えばこういう支援をもらえないかとか、こうい うふうな話で検討しなければ、これは話にはならないというお話をしておりまして、 私も、それはそうだろうなというふうに思っております。

したがいまして、地域医療全体をどうやって守っていくかっていうことにつきまし ては、当然、市長村長としての言い方で長野県の中へも申すことはありますけれども、 特に今回の下伊那赤十字病院をどうこうっていうことについては、ちょっと今のとこ ろ言えないかなあというふうに思っております。

ただ、先ほど補助金の額で1億円ほど松川町から交付されておるということを申し 上げましたけれども、続いて11月の、これは29日ですか、29日に新聞報道されまし た。病床削減の民間病院を国は支援するんだということであります。病床削減を加速 的に進めようとするならば、民間病院を、そういう病院を支援しますよという言い方 です。これを言い出しているのは財務省と厚生労働省です。これは何かっていうと、 ちょうど国は、この新聞報道によりますと8,000億円赤字の病院に突っ込んでいます よと、こういう言い方なんです。先ほど松川町から補助金が行ったというお話をさせ てもらいましたが、もしかしたら全国8,000億円の、その8,000分の1かなという感 じもするわけでございまして、この財政支援はどうあるかっていうと、8,000 億円の なるべく赤字をもうほとんど解消したい、そのためには病院統合して、そこにかかる 患者さん自身の医療費、医療費は最終的には国も負担することになりますから、全体 のそのものをもう圧縮しちゃいたいと、こういうことがやっぱり見え見えだなあとい うふうに思います。したがいまして、それで、しかも、ちょっと余りあれなんですけ ど、この財源を、今回のいわゆる公的なものとして消費税を2%引き上げた、そのも ので社会保障費の財源として充てる一部が今回の再編、統合を支えますよという、計 画を出していって、かなったならば支援しましょうと、こういうお金に使われるよう でありまして、ちょっとそのお金のあり方もどうなのかなという思いはあります。

長くなりましたが、今の時点では、中川村独自に、あるいは松川町と一緒になって アクションを起こすということは、ちょっと考えてはおりません。

○4 番│ (大原 孝芳) 当然、今、松川町だけが、例えば下伊那赤十字病院については要請 をしているということでありまして、ただ、私がこうやって質問することによって、 もし、村民の皆さんも、日赤病院がなくなっちゃうんじゃなかっていうことだけが余 りクローズアップされちゃうと、また不安になりますので、ぜひ機会あるごとに、例 えば行政側も、今どうこう、行政区の違う自治体と組んで何かそういった要望活動を するっていうことはないと今言われましたが、地域にとっては、中川村にとっては、 選択肢が減ってしまうっていうことは非常に不安材料になりますので、ぜひ、もしい ろんな再編等が行われる場合については、しっかり住民にもわかっていただいた中で 進めていかないと、不安だけが先行していってはまずいなと思います。私たちも、い

ろんな報道と、それから医療、医療行政っていうのはなかなか私たちもわからない部 分がいっぱいあるんですが、ぜひ注視しながら、今後どういうふうになっていくかっ ていうことを、また行政の皆さんとも話しながら、また私たち議会でも取り上げてい ただいて、ぜひ今後村民の不安を払拭できるような取り組みをしてしていきたいと、 そんなことを申しまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議 長

これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時15分とします。

「午前11時48分 休憩]

「午後 1時14分 再開]

○議

会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 飯島寬議員。

 $\bigcirc 2$

番│(飯島 寬) 私は、さきに提出しました一般質問通告書に基づき質問します。 1として「「支え合いの地域づくり懇談会」について(その2)」。

今般の台風19号では、長野県でも大きな災害が発生しました。今般の災害では、千 年に一度とか想定外の豪雨、氾濫予想地域外の氾濫といった表現で災害実態が報道で 伝えられていますし、今議会でも多くの議員が一般質問の質問事項としています。し たがいまして、鮮度が非常に落ちておりますので、賞味期限経過後といっていい加減 な答弁は困りますし、質問事項が重複しておってもお答えをいただきたいとお願いし て、質問に入ります。

私は、前回9月定例議会でも同様の質問事項で質問しました。その内容は議会だよ りをごらんいただければ結構なわけですが、その主なものは、Q懇談会では目立った 成果が上がっていないのではという質問に対して、A懇談会での課題を地域ごとに課 題解決する取り組みを款耐えたい、Q懇談会での個人名の発表はプライバシーの侵害 では、A配慮が不十分だった、Q現体制での災害発生時の実効性の確保は、A今後は 対応部署と地域住民の連携をもって実効性の確保を検討していきたい、Q要支援者に ハザードマップの周知を、A各地区自主防災組織で話し合ってほしい、Q地区内各組 の実態調査票は防災事前情報では、A組長を中心に組内あるいは地区全体の状況把握 に有効で、今後も活用していただきたいなどが主な質問です。これらのいただいた回 答は、いつまでにどういったことをどのように対策を講じていくのかといった具体性 が全く見られません。これでは効能書きばかりで、肝心の処方箋がないのです。さら には、表題の支え合いの地域づくりの懇談会の目的はの質問についても、大災害の際 に支援を要する人たちを事前に知っておくための会であると、前回質問の回答も全く 同じ内容になっております。ここでいう処方箋とはマニュアルです。マニュアルがな くて台風19号のような大災害に中川村が見舞われたら、犠牲者を一人も出さずに済 むのか、村長の認識をお聞きします。

○村 長 処方箋でなくてマニュアルを出せと――出せというか、これを求めるんだというこ とでございますが、恐らく――恐らくという言い方が間違っていれば、これは地域ご

との避難に関する行動マニュアル、これは地区自主防災組織ごとのマニュアルであり、 それに伴って災害時の助け合いマップ、これは誰がどこにいてという、そういうもの の確定だと思っております。だというふうに認識をしておりますけれども、懇談会を この間、幾つかの地区で手挙げをしていただいてやってまいりましたけれども、具体 的な対策に話がちょっと及ぶことにはならない答弁であったかなあと、9月のときに は、そんなような反省をしております。

懇談会が現在の姿になるまでにはいろんな経過を経ておりまして、ここに話すには 時間が足りないわけでありますけれども、発想のもともとは普段からの支え合いを地 図に落としたものが災害時に有効であるということからスタートをしておるものでご ざいまして、災害とマップというキーワードで、助け合いのマップというキーワード で定着していっておりまして、現在は本来の支え合いと地域づくりというキーワード で展開しておるものでございます。

支援が必要な方の状況は千差万別でありますし、状況も変わっていくものでござい ますので、さらに地域住民の年齢構成なども当然変化をしていくわけでありますから、 こうなったときにはこうしようという話し合いをしていただく機会でございますが、 それが、5番議員にもありましたとおり、タイムラインという形でもって地区ごとに まとめていくということをしていけば、いわゆる地区ごとの避難マニュアル、こういっ たものになるんではないかというふうに考えております。

○2 番 (飯島 寛) 村長さんのお答えは、要するに支え合いの地域づくりの懇談会の趣 旨ということについてのご説明だったかと、ご回答だったかと思いますけれども、私 が求めているのは、現体制で大丈夫なのということが今のことの質問だったので、そ のことについては後ほど触れさせていただきます。

質問を続けます。

中川村の防災ハザードマップの村難に関する情報では、天竜川洪水予報について4 段階の対応が定められております。質問事項には図式を示してございますが、ここで 問題となるのは、氾濫注意報が発令されて避難準備・高齢者等避難開始情報の発令が 行われたときに、懇談会の目的で事前に知っておいた、先ほど説明のあった支援を要 する人たち、要配意者へ避難準備・高齢者等避難準備開始情報の発表が行われたこと を誰が伝達するのか、避難誘導は誰がするのかということでございます。

私は、これを具体的にしておかなければ、発表の伝達と避難誘導に漏れが生じてし まうことが考えられますが、村長は、これで、先ほど言った懇談会の体制ができてい れば、このときはこれで大丈夫だという認識があるのかどうかお尋ねしたいと思いま

○村 長

失礼いたしました。これは、議員おっしゃられることが確かに、これがないと具合 的な避難行動はできませんので、これがなくて一般的な警報の発令を受けて、それぞ れの自主防災組織の長がそれぞれに指示を出すか、もうあらかじめマニュアルみたい なものができておれば、誰がそれじゃあ誰それを助けてこう逃げましょうっていうこ とはできるわけですので、まさに求めているのは、このことを私たちは求めているん

であって、これをぜひ自主防災組織でつくっていただきたいということで話し合いを してきたところでありますので、ぜひ、それがまだ、それぞれの地区で形になってお るかどうかっていうことの確認も含めて、まだ完全にはできておりません。これを今 それぞれの地区にお願いしておるということでございます。

○2 番 (飯島 寬) お互いに求めていることが同じだという接点が得られましたので、 それに基づいて質問を続けます。

> 今回の台風19号でも災害時の避難誘導体制が完備した地区と十分でなかった地区 とでは人的被害の状況が異なると報道されております。

> 当中川村でも、私の知る範囲では、地区ごとによっては自主防災組織がある程度整 備されている地区があるというふうにお聞きしております。村として地域間格差があ ると認識しているかどうか、村長にお尋ねします。

○村 長 今、私、先ほどのお答えの中で、それはそれぞれの自主防災組織にきちんと話し合 いをしてつくってくださいというふうにお願いをしているという段階であるというこ とでありましたので、これを私どもが点検するという言い方はいけませんけれども、 地区との詰めをきちんとして確認をしておるという段階には至っておらないわけでご ざいます。当然、各地区が、私どもの村では逃げる――逃げるというか、各地区が自 主防災組織となっておるわけでございますから、避難誘導の体制となりますと、地区 ごとに立地条件や住民の方の構成など、一様ではないので、当然地区ごとに違いはあ ろうかと思います。

 $\bigcirc 2$

温度差があるというか、取り組みの濃い、薄い、こういったことは、そういうこと をお聞きしていただいておるかと思いますけれども、当然差はあると思っております。 番|(飯島 寛) そういうご認識があれば、それを早急に格差をなくしていこうとい うふうに取り組まれているっていうふうに理解してよろしいわけですね。

続いて次の質問に入ります。

現状の中川村の防災体制は、村から総務課交通防災係、保健福祉課、民生児童委員、 村消防団、各地区自主防災組織、地域包括支援センター、村社協と非常に多くて、加 えて、11月9日には災害ボランティアの立ち上げが行われたと聞きます。その中心は 誰が主にやるのということを聞きましたところ、各地区の総代会のメンバーだそうで すが、参加者名簿が手に入りましたので見てみましたら、総代全員の名前がありませ んでした。防災対策ですが、主役を担うのは、私は各地区の、しかも総代が音頭をと らなきゃどうしようもないというふうに考えておりますが、地区総代の防災に関する 認識にばらつきがあるというふうにあの名簿を見ただけでは感じられましたので、村 長はそのようなところについてどんな認識をお持ちかお聞きします。

○村 長 まず、11月9日に行われました災害ボランティアセンター立ち上げ訓練でございま す。これは、ことしに限らず、過去にもずっとやってきておりますけれども、事の始 まりは、阪神・淡路大震災、これを受けて各地からボランティアの皆さんが集まって きて、そこからどういうボランティアができるかということを一手にさばいていく、 わかったことは、やはり統制といいますか、動きをいわゆる一手に確認をしておく、

そういう場所が要るということと、それぞれのリーダーが行って、帰ってきて報告を して帰る、こういうことの繰り返し、これが必要だろうという経験に基づいてやって おることでございましす。

私どもがお呼びをしましたのは、立ち上げ訓練のもとは社会福祉協議会が行うとい うことは確認してございますので、地区総代さんの認識として、あるいは民生委員さ んですとか赤十字奉仕団の皆さん、そのほか災害ボランティアとして活動していただ く方、ほかにも多くのボランティア活動をされている方に、ぜひ、こういうことなん だよということを認識していただくために訓練をやったんであって、各地区総代は自 主防災組織の長でありますから、避難をするまで、あるいは発災してから避難所をも しかしたらまとめる代表として存在することになりましょうから、地区総代さんがボ ランティアとしてセンターにかかわるということはないもんですから、訓練としてわ かっておいてほしいという意味でお呼びをしたということでございますので、そこは 誤解のないようにお願いしたいということです。

当然中川村に、何度も申し上げておりますけれども、いろんな地域があります。私 から見ると、例えば渡場地区ですとか、私の住んでいる田島なんかは、天竜川の水害 といいますか氾濫、前沢川の氾濫ということも、私は直接経験していませんけど、過 去そういう水害に遭っているとか、地域によって当然温度差は、そういう意味では温 度差があると思います。当然、先ほどの答弁でもさせていただきましたとおり、ここ の地区は恐らく安全だという地形上の地区もありますので、そういう範囲でいいます と、総代さんの認識の中では温度差はあるだろうというふうに思っております。

○2 番 (飯島 寛) 私が一番心配するのは、後ほど触れますけれども、地域防災組織の 長たる総代の役割は非常に重いものがあると、その中で、じゃあ事が起きたときにど ういったボランティアができるんだというくらいはきちんと認識しておいてもらわな ければ困るなということで今質問したところでございますので、ボランティアのあり 方については質問が要らなかったかと思います。当然ながら、今申し上げたように、 いっぱいいろんな防災のための組織がございます。すなわち「船頭を多くして船沈む」 ということわざどおりでございますが、これだけ多くの組織が災害時にそれぞれ災害 に向かえば収拾がつかない事態が容易に想定されます。まさか、村は災害対策本部を 設置さえすれば、これらの諸団体と統制できると考えているわけではないと思います が、確認の意味で、もう一度そうではないということをお答えいただきたいと思いま す。

○村 長

統制の意味でどこが中心になって、指揮命令系統のお話でございますけれども、村 の各課は、災害対策本部で当然統制をして、それぞれの仕事をいたします。

消防団は極めて統率のとれた組織でございます。災害対策本部には団長も入ります。 したがいまして、災害時の統制には不安はありません。

それから、福祉関係の組織、人材はここに行動することにはなりますけれども、船 頭が多いという状態にはならないというふうに考えております。それぞれがどのよう な動きをするかということも、これも全て決めておるところでございますので、その ようにお願いをいたします。

 $\bigcirc 2$

(飯島 寛) 質問を続けさせていただきます。

地球温暖化の影響かどうかは別としまして、全世界的に地球的に想定外の、先ほど 申し上げたように百年、千年に一度と言われる大災害が常時発生しています。将来に 向けて体制整備を行い、実効性を確保していくなどといった時間的な余裕は余りあり ません。災害発生時に人命の救助を行い、一人の犠牲者も出さないようにするにはど うしたらよいかを即刻考えるべきです。これは7番議員の質問にも同様のタイトルで ございました。その回答は、お聞きしていましたところ、地区ごとの避難計画に記載 するだとか、自主防災組織で地域防災マップを作成するとかいった悠長な回答ばかり、 私にとっては悠長と認識できるような回答ばかりでございました。

ちなみに、村長は、横前集落センターは緊急避難所の適しているというような発言 がございましたけれども、横前地区の住民は、集落センターは活断層の真上にあって、 いつ地すべりやなんかで追われるかわからないので緊急避難場所には適さないという 認識が相当あります。そういった、今、代替の避難センターをどこにすればいいのか というようなことで非常に苦慮しておるという実態がございますので、ご認識いただ ければありがたいというように思います。

整備の1つとして、ちなみに私がお粗末な頭脳で考えた体制の1つとして、①総務 課交通防災係の地区組織の実態調査票で組長は実態調査を厳密に行う、2として、各 組長はこの調査票での組内での支援を要する人たち、要配意者を確認し、氾濫注意報 が発令され、避難準備・高齢者等避難開始情報の発表が行われたときには組内の責任 で支援を要する人たち、要配意者の避難を誘導、補助することとし、毎年の組長交代 時の引き継ぎ事項としていくと、3番、各組組長は、この調査票の写しを地区総代に 提出する、地区総代はこの調査票の写しを総務課交通防災係に提出する、すなわち、 村としての防災組織の本部にこれを届けておくということになります。地区総代は、 氾濫注意情報が発令され避難準備・高齢者等避難開始情報の発令が行われたときには、 該当組長にて避難が行われたことを確認し、避難が実際に行われたかどうかを確認し て総務課防災係長宛ての村長に報告すると、総務課防災係は、提出された調査票の写 しを事前に保健福祉課、民生児童委員、村消防団、各地区自主防災組織、地域包括支 援センター、村社協、災害ボランティア等に回付しておいて、支援を要する人たち、 要配意者を一元管理するという体制をしいてほしいと考えます。これは、あくまで一 案ですけれども、こうした体制整備を早急に行う必要性を認識し、整備を進める考え が村長にはあるのか、あるというふうに先ほどお答えいただいておりますが、再度お 尋ねします。

○村 長 その前に、横前の活断層の近くにある集会施設の安否でございますが、あの断層は、 調査をした中では、過去、縄文時代は長いんですけど、あのときに動いたということ は確認をされておりますが、まず、すぐには動かないだろうと、そういうことを言わ れておるということでございますので、そういう意味で安心であるというふうにお答 えしたということです。仮に動いたとすると、恐らく震度6くらいの動きになるでしょ

うから、そうすると中川村の天竜川を挟んだ片桐地区は非常に危ないと、全て危ない ということになるんではないかというような認識も持っております。

さて、本題でありますけれども、確かに、今、飯島議員さん、こういうふうにした らどうかという例をお示しになったわけでありますけれども、これに該当するものと しては、現在は災害時要援護者台帳があるわけであります。この取り扱いには一定の 決まりを設けてありますけれども、ご提案のような細かい、こういうときにはこうい うふうに使うんだという細かいものではございません。御案内のように、詳細な取り 扱いをきちんと――きちんとっていうか、明確にしておくことが情報の正しさを維持 することにもつながると思いますので、ご意見は真摯に受けとめて、一番いい方法を 採用すればいいので、参考にさせていただきたいと思っております。この見直しは、 再三悠長なことを言っておるなということでございますし、そのとおりだと思ってお りますので、このことの見直しは直ちにやってまいりたいというふうに思います。で すが、どれからまず手をつけるかということもさることながら、平行に進めなきゃな らんことが山ほどありますので、そういう中で、もう一遍の見直しは、まず地区の自 主防災組織の中で台帳なり要援護の人たちがどういうふうな状態でいるのかというこ とを確認することと、あわせまして台帳整備、それから活用の方法、そして、いちい ち村長に最終的に知らせていただくことがいいかどうかわかりませんけれども、少な くとも地区の中から不明な方ですとか、あるいは、もしかしたらけがをされた方とか、 いろんな状態の方は報告をしていただかないと救助にも入れませんから、そういう手 順だけは早くつくる必要があると思っております。

○2 番 (飯島 寬) 前向きなお答えをいただきましてうれしく思いますし、これ、私が 申し上げているのは、具体的な手法というよりも、せっかくある防災の要支援者の名 簿ですから、それを各地区ごとに全部きっちりと1カ所の村の本部でも押さえておい て、今般のように3地区に避難情報が出たときには、その地区の防災組織の長たる人 のところに、あなたの地区はこの方に要支援が出ていますから対応してくださいねと いう指示が出せるわけなんで、そういうことに活用していっていただきたいというこ とで、1つの方法として申し上げたわけですので、そんな活用方法をぜひ考えていた だきたいというふうに思っております。

> 最後になりますが、今般の台風のときのように災害対応で避難誘導体制が完備した 地区と十分ではなかった地区とに差があってはなりませんので、地区によって差別が 生じず、村が均一な状態で継続的な防災対策を講ずるようにマニュアル化する用意を ぜひお願いしたいと思っております。

> 続きまして、次の質問に移ります。「中学生の携帯電話・スマートフォン使用実態に ついてし

私の認識では、中川中学校では生徒に学校へ携帯電話やスマートフォンの持ち込み を禁止していると認識していますが、実際に禁止しているかどうかお尋ねします。

○教 育 長

平成 21 年に文部科学省通知で学校における携帯電話の取り扱いについてというも のが出されておりまして、携帯電話は学校における教育活動に直接必要でないもので あることから、小中学校においては学校への児童、生徒の携帯電話の持ち込みについ ては原則禁止とすべきであることというふうになっておりまして、これによって原則 禁止としております。

 $\bigcirc 2$ 番 (飯島 寛) ありがとうございました。

中川中学校から父兄や家庭に緊急連絡がある場合は、私の携帯にも安保確認として メールが配信されておりますので、学校と父兄・家庭間の連絡網は完備されており、 問題はないと認識しておりますが、それでよろしいのでしょうか。

○教育長 全校または学年の保護者に対して緊急連絡がある場合は、緊急メール配信システム オクレンジャーによりましてメール配信をしているところです。

> また、学級にはそれぞれ連絡網がありますけれども、現状、ほとんどこちらのほう は使っていないのが実態であります。

 $\bigcirc 2$

番│(飯島 寛) 現在の社会情勢を鑑みますと、生徒が携帯電話やスマートフォンを 持っていないなどということはまず考えられませんけれども、学校では生徒の携帯電 話、スマートフォンの保有状況をどの程度把握しているのかお聞きしたいと思います。

○教 育 長 片、県教育委員会の心の支援課から発表されました昨年、平成30年度のインター ネットについてのアンケート、県の調査結果によりますと、携帯電話やスマートフォ ンを使用している中学生の割合は5割を超えているというふうに発表されております。 これは保護者の機器を使っての数も含まれております。

> 中川中学校ですけれども、教頭先生なり先生が学級担任の先生にそれぞれ聞いてま とめていただいたところでは、1年生では少ない所持率ですけれども、2年3年にな るにつれて所持率は高くなり、3年生では半数近くが携帯電話やスマートフォンを使 用していると思われるというふうに報告をいただいております。

○2 番 (飯島 寛) 今のお答えでいきますと、私の認識よりは若干保有数が少ないのか なというふうに思っておりますが、私の感覚的なことですので聞き流してください。

> 私は、教育現場が抱える諸問題等については十分な知識や情報を持ち合わせており ませんけれども、インターネット等で義務教育、学校の問題点などと検索しますと、 膨大な問題事項が掲載されておりまして、教育行政の携わる方々や教員の皆様のご苦 労をうかがい知ることができます。例えば、最近のニュースで学生たちが LINE等 のネットで婦人病のワクチン接種を拒否するよう申し合わせた云々という情報があり ましたし、直近では、ご承知のとおりSNSによる誘拐事件が話題となっております。 私が問題視するのは、こうしたワクチン接種や誘拐の事件ではなくて、行政側や教育 現場が希望している本来あるべき姿に学生たちを振り向けていくという諸施策が、状 況や実態、危険を知らない未成年の中学生が感覚的に判断するだけで、仲間内で意気 投合したり、自分の殻に閉じこもったり、聞く耳をなくしてしまうという事態が起き ることでございます。社会的な責任を負う成人ならば自己責任で済まされますけれど も、すまない部分もあるかもしれませんが、社会構造をまだ十分に理解しておらず、 将来部ジョンの定まっていない中学生が、たった一人の思いつき的なメールに賛同し てしまって将来に禍根を残してしまうことが危惧されます。このような社会現象に教

育現場はどの程度注意を払っているのかお聞きします。

○教 育 長

現在の社会はSNSが普及しており、自分の考え、考えに対する反応や批判等を書 き込み等、さまざまな手段で発信できる世の中であります。子どもたちは、インター ネットやゲーム機等を使ってそれらにアクセスできる環境にあります。また、フェイ クニュースも問題となっています。そのよう中で大切なのは、やはり生徒の思考力や 判断力を高める教育だと考えております。それらの能力を高めるために、学校では授 業の中に話し合い活動を取り入れて、学習問題について自分の考えを持ち、友達と話 し合い、さらに自分の考えと比較したり取り入れたりして判断力や思考力を高め合う、 そこから最適な答えを見つけるという学習を願って行っております。今後の社会では、 ますますこういう力は人間にとって必要になるというふうに考えております。

○2 番 (飯島 寛) 先ほど申しましたように、生徒間のネット取引というか、情報交換 が、いわゆるこうしたSNSやLINE等を乱用することによって炎上して、それが 原因で登校拒否だとか、ひきこもりだとか、いじめだとかいった社会現象の発生、核 酸といったことにつながってしまったのでは大変です。

> 中川村では、スマートフォンの普及とインターネットやLINE、SNS等の思は ぬ波及的効果を及ぼすことがあるというふうにしていただいた上で、現状で考えられ るどの程度の対策を講じているのか、先ほどいいことばっかり挙げていましたけれど も、悪いことに対しての防止策についてお聞きしたいと思います。

○教 育 長 ただいまご心配いただきました課題の部分でありますけれども、中川村でも平成 26 年度に生徒の間で課題があらわれたことがありまして、それについては学校のほうで 適正な判断と処置をしておりまして、それ以降は、そういった問題は聞いていないと ころであります。

> 学校では、きょうか、総合的な学習の時間、キャリア教育等で精晤の思考力、判断 力、表現力を高める教育に取り組んでいます。情報モラルにかかわることは、外部講 師による講演会や担任による指導によって行っているところです。また、上伊那の教 育7団体というふうにまとまった団体がありますけれども、これが一昨年、共同で宣 言をしたスマホ・携帯上伊那ルールというのがありまして、内容は、保護者は必要の ない限り子どもたちにスマートフォンや携帯電話を持たせません、持たせる場合は次 の4つの約束を守らせ、安全に使わせますというふうにいいまして、次の4点を挙げ ております。友達とのやりとりは夜9時まで、使用は1日1時間以内、使う前にフィ ルタリングを、個人情報は絶対に乗せませんと、こういう内容で、先ごろも校長会等 で確認したというふうにお聞きしております。

○2 番

(飯島 寛) すばらしい防御策を講じていただいていると思います。私が申し上 げているのは、マネジメントサイクル、PDCAを回すことでございまして、そういっ た方策がどの程度施行されて実施されているのか、チェックという部分は非常に大事 になってくると思いますので、ぜひチェックということを怠らないようにお願いした いと思います。

続いて、次の質問に入ります。「中川両小学校・中学校の行事への招待について」。

私ごとで恐縮でございますが、私は現在のアルプス中央信用金庫に48年間勤務し ました。中川村の唯一の中小企業専門金融機関である現アルプス中央信用金庫中川支 店にも昭和50年4月の開店に向けて開設準備委員を仰せつかって開設準備に当たり、 開店後も3年間勤務いたしました。開店に際しては、今はおられないかもしれません が、村の役場の皆さん等に、あるいは村民の皆様から強い期待感がかけられておりま して、将来的には村の指定金融機関を目指すなどとの希望があったと自負しておりま す。以来、中川支店は開設後35年を経過して、おかげさまで順調な推移をたどってお ります。ちょっとお説教がましいのですが、信用金庫は一般の市中銀行とは全く異質 な金融機関です。信用金庫は、地域金融機関で営業エリアが制限されています。融資 取引は中小企業と個人しかできません。「Aさんと同じ会員制組織で、営利目的の銀 行とは大きく違います。この3つの柱を基本として、相互扶助の精神のもとで、中川 支店では35年間営業を続けてまいりました。

今、中学校では、あるいは高等学校では職場体験が行われています。中川村でも行 われていることだと思いますが、私も信用金庫の本部で上伊那郡内の職場体験生たち に経済社会とは、金融とは、銀行と信用金庫の違いとは等々を説いたものです。

私は、平成29年、地域住民の皆様の推薦をいただき、中川村村議会議員として村政 に携わることとなり、現在2年が経過いたしました。議員となりますと、村の諸行事 のほか、中川両小学校・中学校行事などにもお招きをいただく機会を得ることができ るようになりました。議員として中川両小学校・中学校行事に参加させていただき、 非常にショックを受けました。それは、中川両小学校・中学校行事等のイベントの来 賓名簿にアルプス中央信用金庫の名前がないのです。上伊那農業協同組合や郵便局は 来賓に招待されていても、なぜ信用金庫は招待されないのでしょうか。

最近、12月2日に第2回の中川村キャリア教育フォーラムが開催され出席しました。 その席表にも、JAさんと郵便局さんの名前はあっても、信用金庫の名前はありませ んでした。これは、キャリア教育のフォーラムには信用金庫は一切かかわりがないと 認識されていたことなのでしょうか。フォーラムでの中川中学校の2年生の発表で、 職場体験から中川村に働く場所があればいいのにといった意見が何度も出てきました。 村内に働ける場所を確保しようと、これまで中川村にも大企業を誘致しようと試みた 経緯があると聞きましたが、いずれも不発に終わっていると聞いております。中学生 が希望する中川村での就職のための村内企業は、すなわち全て中小企業です。その中 小企業専門の地域金融機関が信用金庫であります。もっと信用金庫の企業特性を教育 現場は理解してほしいものだと思っております。

今回の中川村キャリア教育フォーラムを含めた中川両小学校・中学校行事の招待者 の選考基準をお聞きして、特別な理由がなければアルプス中央信用金庫中川支店の35 年間の中川村や地域住民の方々への貢献を評価していただいた上で、信用金庫の企業 特性を理解していただき、中川両小学校・中学校行事に他の金融機関と伍して招待し てもらえる可能性があるのか、ないのか、お尋ねしたいと思います。

うございました。そのときにアルプス中央信用金庫のご招待をさせていただいてな かったということにつきましては、昨年のものを参考に名簿をつくりましたので、手 落ちがあったというふうに思います。

学校行事におけます招待者の名簿は、それぞれの学校での判断で作成をしておりま す。学校行事の中でも卒業式、入学式の時期は、諸機関、組織等の担当者が変更にな ることがありますので、学校から招待者の名簿の確認を求められることはあります。 しかし、招待者の内容については学校によって異なっております。例えば小学校では、 児童クラブ、あるいは交通安全見守りのボランティアパトロール、クラブ活動の指導 者など、児童、生徒に直接かかわっていただいた方々も含まれているわけでございま す。ご指摘の上伊那農業協同組合や郵便局は、農業の関係、また郵便の学習等のかか わりが大きいかというふうに思います。こういうようなことを含めまして、ただいま いただいたご意見もいただきながら、学校と話し合っていきます。

○2 番 (飯島 寛) 全面否定でない回答をいただきましたので、若干胸をなでおろして おります。

> 今のお話しの回答の趣旨は理解できますけれども、念のために申し上げておきます と、今の回答は児童、生徒がどのように理解するのかといった視点で捉えているので はなくて、教育者目線で見た児童、生徒の思いはこうだろうといった推察だけで、農 業に携わるから、あるいは郵政をやっているからというような理由だったと思われま す。イベントの主役は児童、生徒であっても、現場は参列者の父兄、教師の先生方、 そして来賓者です。そこにマスコミも来ております。上伊那郡下でも信用金庫を推し ている中学校があります。私も支店長として参列させていただきましたが。招待の理 由は、生徒に金融機関を理解してもらうのが目的ではないというふうに思います。地 域にはこんな企業がありますよということを大いに知らしめていただくのも大事な行 事、イベントのための参列だと思いますので、金融機関は児童、生徒にはなじみがな いから今までは招待しなんだというのは余りにもひどいと思います。現在の中川村に 一生懸命支援してきた公共性はあると自負している金融機関を1つだけなぜ外すのか、 理由が理解できません。なぜ招待客を1名増やすことができないのでしょうか。

> 長野県信用金庫協会は、子どもたちの通学の安全を願い、中川支店ができるずっと 前から、ほぼ50年間にわたって長野県下の全小学校の新入生、1年生に信金交通安全 黄色いハンカチを贈り続けています。中川村の両小学校にもきっちりと毎年届けられ ているはずです、人数の分だけ。私がこんな質問をしたから、来年度からは中川村で はハンカチは要らないなんて言われても困るわけですけれども、こうしたひたむきな 努力をぜひご理解いただきたいと思います。そうした思いを込めて、再度、村長さん のお考えをお聞きします。

○村 長 農業、商工業、これは産業の基本であります。したがいまして、農業を束ねている といいますか、そういう意味でいったら農業協同組合の理事さん、あるいは支所長が ずっと呼ばれておるというのは、これもわかります。今の私が言った論理でいきます と、どういう方を産業とか代表とかとしてお呼びするのかという話になっていきます

と、例えば商工会長はどうだという話にもなるでしょうし、また、当然、金融機関の 代表、今は、先ほど教育長からお話がありましたとおり、今は1つの企業になってお りますが、郵政省のいわゆる公的機関でありましたので郵便局は、そういうところが 呼ばれてきた経過もあるでしょう。でも、今言ったような観点から見るならば、金融 機関としての信用金庫さんが呼ばれる――呼ばれるというか、そういった卒業証書授 与式、入学式に村の大人の代表といいますか、企業や構成しているところの代表とし てお招きしてお祝いをしていただくということは、形とすれば当然あってもいいかな と思います。

ただ、言い方は変なんですけど、これは、あくまでも挙行する側の教育委員会であ り、学校のほうでの主体になりますので、今言ったお話は、当然、教育長、きょうの やりとりは教育長も学校のほうにお伝えをすることがあると思いますので、その上で の判断だというふうにお聞きを、お酌み取りください。

私は、そこまで、私の考え方はそういうことであります。

 $\bigcirc 2$

番│(飯島 寛) 信用金庫が今まで小学校の皆さんに対してしてきた黄色いハンカチ というようなものもぜひご理解をいただいた上で、さらには中学生や高校生になって きますと教育ローンとか進学に応じたもののローン等も、もちろん郵政さんもやって いるかもしれませんし、JAさんもやっているかもしらんけれども、信用金庫もそう いう教育ローンに携わる資金の取り扱いもやっておりますので、そんなところも判断 基準としてお考えいただければ幸いと思っております。今後の新しい体制に期待をし つつ、私の質問は終わらせていただきます。

○議

これで飯島寬議員の一般質問を終わります。

次に、9番 鈴木絹子議員。

なお、鈴木議員から参考資料の持ち込みの申し出がありましたので、許可してござ います。ご了承ください。

 \bigcirc 9

──番│(鈴木 絹子) 私は、さきの一般質問通告書に従いまして4つの質問をしていきた いと思います。

1問目、中川村地域防災計画の見直しの進捗状況を伺います。

中川村の現在の防災計画は、平成19年20年に改正されたものと認識しています。 その後に東日本大震災が発生し、その後も毎年のように、かつてないとか、何十年あ るいは何百年に一回とか、生まれて初めてなどの形容による大きな災害が全国各地で 発生しています。その災害は地球規模の気候変動が進んでいることから引き起ってい るとも言われていて、報道で見聞きするにつけ、中川村にもいつか起こるかもしれな い不安を抱きます。先回改定された部分もあるかと思いますが、改定されなかった部 分でも、実際に中川村の現状と照らし合わせて見直しが必要と考えますが、どうでしょ うか。かつて見直しを進めるという発言もあったと思うので、その後のさまざまな過 程の中で若干でも手直しがされているかどうかも含めて、考えを伺います。

○総務課長| まず、見直しをするべく職員で作業に着手をいたしました。庁内の各課にわたる記 述がございますので、それぞれの関係個所の見直しを求めてきたところであります。

そういう意味では一部着手はしたというところなのでありますが、例えば村の組織機 構の変更など、簡単な改定箇所だけでも非常に多数に及びまして、実際の見直しとい うには至っておりません。

○9 番 | (鈴木 絹子) 防災計画は目次だけでも9ページもありますから、細部にわたれば 大変細かくなるので見直しは大変かと思いますが、それぞれの防災の実施計画立てる ときにもこの計画がもとになるわけで、必要な見直しは、ぜひともすぐにでも取りか かるべきかと考えます。

> 通告のほうにはないので聞いていただければいいですけれども、例えば資料10に あります防災行政無線運用規定では、無線従事者の現状把握をするため毎年4月1日 に無線従事者名簿を作成するとありますが、そういうことがきちんとされているで しょうか。

> また、例えば資料 18 の避難施設一覧と防災ハザードマップとの整合性はどうでしょ うか。この資料 18 の一覧表では、中川東小学校を初め 11 の公共施設が羅列され、収 容人員が合計で6,549人になりました。村民が全員避難してもなお余りある数字です が、1人当たりの面積は2㎡強で3㎡はない畳1畳ほどのスペースとなっています。 これは、きっと何か決まった計算方式があるのかなと思いました。実際には、その人 数の避難者があることは考えられないので、十分余裕があると思いますが。

> また、例えば資料21の食料、物資等の販売業者一覧と取扱店と物資の状況は現状と 合っているのでしょうか。

> また、1つ、資料37の給水資材等一覧は、現在の実数と乖離があるのではないで しょうか。

> もう一つ、内容そのものではありませんけれども、風水害対策編の第5章に当たる 地震防災強化計画のページが目次では278ページ~306ページと表示してありますが、 実際の紙面では1ページ~29ページとなっていて、通し番号ではありませんでした。

> 単純に事務的に修正できるところもあれば、協議が要るところもあるかなとは思い ますが、重要項目とか注意事項など、考えているところがありますか。

> また、主にどこが担当して、いつごろ見直しを完了する見通しなのかを伺いたいと 思います。

- 通告にはないんですが、答弁を求めますか。 ○議 長
- \bigcirc 9 (鈴木 絹子) 特に答弁は求めません。
- ○議 じゃあ、いいですね。

〇村

細かく 6,500 人という数字、ショックですという言い方はありませんが、確かに整 合はとれておりません。その後、個々の支援物資、それから災害応援協定も、その後 のいろんな災害を経過する中で蓄積としてやってきたこともありますので、来年中に、 来年度までには、もう明言いたしますが、全部改定をいたします。正しく直していき ます。

○9 番 (鈴木 絹子) 村民としては、基本的には自分の身は自分で守るということではあ りますが、中川村の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に対応する

ため、総合的かつ計画的、効率的な防災対策を推進することにより、かけがえのない 住民の命、体及び財産を災害から守ることを目的とするということをうたっています ので、行政として、ぜひ責任ある対応を行っていただきたいと思います。

2問目に移ります。災害時における福祉避難所の開設についての考えを伺います。

①内閣府が平成28年に作成した福祉避難所の確保・運営ガイドラインは、平成25 年に作成された避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針を受けて、 平成23年の東日本大震災の教訓を考慮し、平成20年に作成された福祉避難所設置・ 運営に関するガイドラインを実質的に改訂、修正する形で作成したものですが、中川 村の担当課において、このガイドラインについてはどのような対応がされていますか。

○総務課長

まず福祉避難所についてでありますが、村が直営で利用できる施設は現在のところ ありませんで、主に介護保険事業所を想定施設というふうに考えておるところであり ます。正式に福祉避難所とするためには各施設と村との間で協定を結ぶ必要があるわ けでありますけれども、現在は、まだ締結ができておりません。

ガイドラインには施設や備品などの要件も定めておりまして、その設備は市町村の 責務とされておるわけですけれども、正式な福祉避難所としての指定をしておらない 関係上、そちらへの整備は進んでいないというのが現状でございます。

 \bigcirc 9

番│(鈴木 絹子) ガイドラインでは、第1章において平時の取り組み、第2章におい て災害時の取り組みという分け方で記載がされています。その中で、対象となる者と しては身体障害者、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者等を含みます。知的障害 者、精神障害者、高齢者、人工呼吸器、酸素供給装置を使用している在宅の難病者、 妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者、内部障害者等が考えられるとしています。総じて 要配慮者として避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者とし、その家族ま で含めて差し支えないとしています。

現在、中川村では、福祉避難所としての記載は防災計画の153ページに少しだけあ ります。先ほど福祉避難所という形ではなく福祉避難施設とあったかと思いますけれ ども、ハザードマップにおいては福祉避難施設として4カ所、要配慮者利用施設とし て 16 カ所が記載されています。このどこでも要配慮者を受け入れられると考えてい いんでしょうか。

○総務課長

ちょっと重複するかもしれませんが、村の防災ハザードマップに福祉避難施設一覧 という形で載せてある施設がありますが、これらの施設は、いわゆるガイドラインで いうところの福祉避難所ではなくて、有事の際に福祉避難所として活用できそうな施 設ということで、利用可能な施設という位置づけで捉えております。

また、地域防災計画における福祉避難所予定施設も同様な趣旨で掲載をしていると ころであります。

ハザードマップの要配慮者利用施設は、要配慮者それぞれの態様に応じた機関を想 定している、機関を掲載しているというものでありまして、どこでも誰でもというわ けには必ずしもならないかというふうに思います。

 \bigcirc 9

番 (鈴木 絹子) どこでも誰でもというわけにはいかないっていうことではあります

けれども、後のほうで少し述べるかと思うんですが、いろんな症状、今、身体障害者 から内部障害者まで言ったんですけれども、その幾つかのところの方がどこかでは対 応できるという認識でよろしいのでしょうか。

○総務課長

障害の全てに対応できる施設かどうか現実には精査してございませんので明言はで きませんけれども、一時的にはお受けできるのではないかというように考えておりま す。

○9 番

(鈴木 絹子) 避難所の設備や備品については、毎年見直しや更新がされて、例え ば今までだと体育館のような広いところに何の区切りもなく、家族ごとだったり、ば らばらと平らに広がっている状況から、家族ごとに間仕切り等がセットされるなど改 善されていると理解しますが、中川村の現状はどの程度まで進んでいるんでしょうか。 要配慮者が一時避難所として避難した場合に、先ほど言われた場所によってはこうい う人が来ても大丈夫だよというものがあるのかどうかも含めて教えてください。

○総務課長

ほかの議員さんからのご質問にもお答えをしてきておりますが、いわゆる避難所の 施設、あるいは設備や備品等につきましては、毎年充実させるように工夫して増強整 備に努めてきておるところでございまして、今年度においても段ボールベッドや室内 テントを購入予定でございます。

どういった方がどこに来られるかというところまで細かく想定しておりませんので、 施設ごとに何をどのようにという計画にはなっておりませんが、今後とも要配慮者を 含む避難者の受け入れ態勢は充実を図ってまいりたいと思います。

○9 番

(鈴木 絹子) 私は福祉避難所が必要と考えますが、今後の村の対応としてガイド ラインに沿った福祉避難所の開設の考えはありますでしょうか。

○総務課長

福祉避難所として利用可能な施設というふうに申し上げましたが、そういった施設 を中心に協定締結に向けて働きかけを行ってまいりたいというふうに思います。ひと たび福祉避難所として指定をいたしました場合には、施設設置者側に設備に関する有 利な補助制度があるとか、その反面、逆に施設側には訓練をしていただかなければな らないといった、足かせというわけではありませんが、ご負担もあるということもあ りますので、理解を得ながら進めたいと思います。

○9 番 (鈴木 絹子) すみません。何回も言っているかもしれませんが、毎年、日本のど こかで想像を絶する大きな災害が繰り返し発生していて、中川村でも起こらないとい う確証はありません。現に三六災害があったわけですし、天竜川の氾濫も大小はある にしろ起こっているわけです。村の人の何人かは「ここには台風は来ないに。」「避難 することなんて考えんに。」と、何人かお聞きすると、そういう答えが返ってきます。 どんな災害がどのように起こるのか想像できない中でも、仮想で実際に避難所に行き 過ごしてみる訓練をするべきではないかと私は考えますが、この点ではいかがでしょ うか。

○総務課長

避難所として指定をした場合には、当然訓練が必要になるところでございます。災 害であるか否かを問わずに、避難所といいますか、福祉避難所になる施設で過ごす体 験をすることはよい経験になるかというふうに思います。今後、協定に向けての働き

かけを行っていく中で、協定の前であったとしても協力を求めていきたいというふう に思います。

 \bigcirc 9

番│(鈴木 絹子) 先ほど総務課長のほうからお話がありましたけれども、特に福祉避 難所という形で行うときには個別に支援する人が必要となってきますので、受ける側 の訓練も必要ではないかと考えますが、そのことについては、先ほどの話の中で指定 なり協定を結んだ中ではそういうことも必要だというふうにおっしゃったと受けとめ てよろしいですか。

○総務課長

受け入れていただく側の訓練も当然必要であります。先ほどの質問の逆に、福祉避 難所になる施設で過ごすという体験は、いわゆる支援者側の訓練にも一部なるのかな というふうにも思うところであります。

 \bigcirc 9

番 (鈴木 絹子) このガイドラインは多くの地方公共団体で活用できるよう標準的な 項目で記載してあるので、参考にしつつ、それぞれの地域の特性や実情、庁内体制、 既存関係計画等を踏まえて災害発生前から必要となる対策について検討し、独自のガ イドラインやマニュアルを作成し、マニュアルには具体的な実施時期、組織体制、担 当部署、県と村との役割分担などを明記し、関係協定、関係書式等を入れ込み、その 1冊を見れば基本的な対応が可能になるようにしておくことが望ましいと記載してあ り、ぜひとも作成すべきと考えます。どうでしょうか。

○総務課長

地域防災計画の改定、来年着手したいと思いますが、その中であわせて検討してい くということになろうかと思います。

様式等もということでありますが、実は、例えば元号がかわるといったような細か いこともございまして、逆に余り細かく規定し過ぎると現実との乖離がどんどんどん どん進んでいくことにもなりますので、そのあたりも考えながら改定をしてまいりた いと思います。

 \bigcirc 9

番 (鈴木 絹子) 村としてしっかり活用できるように作成してください。

ガイドラインには、平時の取り組みなくして災害時の緊急対応を行うことは不可能 であるという認識に立ち、福祉避難所についても市町村を中心として平時からの取り 組みを進めていただきたいとしています。村内の福祉避難所に行くであろう対象者の 把握を平時より行い、対象者の状況把握も行うようにすることがガイドラインに示し てありますが、この作業をするとなるとどこが担当になるんでしょうか。

○総務課長

これまでのいろんな答弁の中で出ておりますが、支え合いの地域づくり懇談会など で対象者として考えられる方を挙げていただいておりますし、同時に地域の方々とも 情報共有をしているところであります。

交通防災係のほうでは、各地区から提出いただきます避難行動要支援者を把握して、 それを台帳として保管するとともに、対象者にご理解いただいた上でありますが、民 生委員、社協、消防署、警察などと情報共有をしております。ですが、ここ2年ほど は実際の更新ができていないというのが現実であります。

元来は、地区総代の皆さんがそういった方々を把握した時点でこちらへ申し出てい ただくようにお願いしてあるところでありますけれども、そういった動きもこのとこ

ろ見られないということでありますし、現時点では、こちらからも積極的にそういう 動きができていないということも現実でありました。支え合いマップづくり懇談会に つきましては、最初は防災主導という形で行政もかかわってきましたけれども、一定 期間を過ぎる中で地区主導の取り組みというふうにしてきておりました関係上、防災 担当は参加をしてこなくなっております。そういったことも要因かなというふうに思 うものであります。だから、村が行ってやるんだということももちろん必要ではあり ましょうが、いかに地域の中でそういった取り組みが回るようにするかっていうこと が一番大事なことでありまして、そういうことから、いわゆる支え合いマップづくり は支え合いの地域づくりというふうに名前を変えてきたというふうに理解をしており ます。

平時からの対象者の把握という点では、保健福祉課が担当することが適当というふ うに考えます。

○9 番 (鈴木 絹子) ガイドラインでは、村はあらゆる媒体を活用し福祉避難所に関する 情報を広く住民に周知すること、特に要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団 体に対して周知徹底することを示してあります。今いろいろお話しいただきましたけ れども、また2番議員5番議員の中の話にもありましたけれども、支え合いマップの 活用だとか、要援護者台帳もあるということで、それらのものを縦横にというのか、 横断的に使ってできるのかなと今思いましたけれども、あと、避難すべき人がしなかっ たっていう話の中で、避難しなかったのではなく、避難すべき人が避難できなかった、 わからなかったということもあるかと思います。情報は自分でできるだけとりにとい うことですけれども、やっぱりとりに来られない人への対応は何とか手だてをとって いただければと考えます。いざというときを待たずに避難できるように、要配慮者が 自分も避難できるところがあるとわかること、家族があの避難所に行けばいいのだと わかることで要配慮者が安心できるよう、福祉避難所の開設は今後大変重要になると 考えます。ぜひ、しっかりやっていただきたいと思います。

> 3つ目の質問です。マイクロプラスチック汚染に対して中川村からの行動を進めら れないかということです。この問題は、奥も深く、いろいろいろいろの問題が出てき ますけれども、今回そんなに広がらない形で中川の取り組みを考えられないかなとい うことで発言します。

> 1つ目ですが、6月の一般質問で伺いました4月からのごみの出し方の変更による 排出量の変化について、その6月では、まだ日が浅いということで、半年ぐらいする と傾向がわかるかなということだったので、改めて伺いますけれども、傾向がどんな ふうになっているのかということ、特にプラごみの排出量の増減について考えられる ことがあったら示してください。

○住民税務課長

それでは、平成30年と令和元年の4月~10月の7ヶ月排出量で比較した結果を申 し上げます。

可燃ごみの比較では、平成30年は191.6tです。令和元年は230.1t、20.1%、38.5 tの増加です。

黒色ごみ袋のその他プラスチックを平成30年に含めたとしまして、平成30年は 208.3 t、こちらは10.5%の増、21.8 t 増加しております。

容器包装プラスチックは、平成30年36.4tで、令和元年が32.5t、10.7%の減少、 こちらが3.9 t減っております。

資源ごみの新聞、雑紙、段ボールは、平成30年の同時期に比べまして6.4tの減少 となっております。

これらのことから、容器包装プラスチックの分が可燃ごみに流れていること、また 資源ごみが分別されずに可燃ごみになっている可能性があります。

そのほかにも、可燃ごみの増加が見られますが、原因は、そのほかの分については はっきりわからないという状況です。今まで出せなかったビデオテープ、カセットテー プ類が出せるようになったこと、その他プラスチックのごみが可燃に変わって出しや すくなったこと、そのあたりがその他プラスチックの量が全体に増えているのかどう かっていうことはちょっと不明なんですけれども、分別が変わったということもある のではないかと思います。

上伊那全体でも自然増のような同じような状況が見られるということですので、お 願いします。

容器包装プラスチック、資源ごみは、やはり分別して資源化していかないと、不燃 のごみがますます増えていくことになるというのが今の状況で考えられます。

 \bigcirc 9 番│(鈴木 絹子) ごみは毎日出るものと考えます。これからも注視していきたいと思 います。

> 2つ目になります。6月にも海洋プラスチック汚染についての質問をしましたが、 この問題解決のため世界各国で加速度的に対策が進められているといいます。それら の内容について感想を伺いたいと思いますって書いたんですが、それに当たるのが今 お配りしました資料になります。感想が伺えればと思いますけれども。

> また、日本の取り組みはというと、おくれをとっている感があります。このことに ついてもあわせて考えを伺いたいと思います。

○村

長 日本は、このチラシといいますか、見る一番下のところに目が行ったわけですけど、 プラスチック包装材の廃棄量、2017年、日本は2位、これは1人当たり年間だそうで ありますが、環境を大事にしよう、周りをきれいにしよう、他人に迷惑をかけないと いう、どうも日本人としての、何ていいますか、民族の持っているよさ、これを見る と打ち砕かれたような気持になるわけでありますけれども、これについては、やっぱ り現実の話だと思いますので、これについては非常に残念だし、これは何とかしなきゃ いけないだろうなと思っております。

日本は、海外メディアについてもそうですけれども、マイクロプラスチック対策な ど環境対策のアピールを積極的に行ってきたわけでありますけれども、G20 に参加し たヨーロッパやアメリカでも既に焼却処分は時代おくれの対策とされ、再資源化やご み削減への方針転換が行われているということでありまして、どうも日本はおくれて いるなという感を持っております。

来年から、来年の7月からスーパーのレジ袋の有料化が検討されているそうであり ますけれども、どうも外国から見ると周回おくれだよということで冷ややかに見られ ているというふうにも言われておりまして、これについても残念なわけですけど、で も、これは一つ一つ私たちが、おくれであっても何とか直していかなきゃいけないこ とでありますので、1つは、私の感想に限らず言わせていただくと、例えば村から、 村の職員も買い物をする際は、できればマイバッグを持参でレジ袋を受け取らないと いったようなことを、ぜひ職員には提起をしていきたい、こんなふうに考えておるわ けであります。

日本全体でごみを削減していくには、物を生産する側の企業の取り組みがもはや欠 かせません。これは、自由競争だし、これはもう企業に任せればいいんだと、企業の、 いわゆる何ていいますか、行為といいますか、企業をやっていく上での、そういうと ころに任せていけばいいというふうな、もう時代ではないというふうに思っておりま すので、ぜひ企業にはそういう取り組みを本当に真剣にお願いしたいわけであります し、一方、生分解性のプラスチック製品の開発も進んでおるわけでありますので、で きるだけこういったところにシフトするというのも1つの方法だろうなど思っており ます。

ただ、生分解性プラスチックも、これは、何ていいますか、これでさえ石油製品が もとではないかというふうな言い方にしてしまいますと、実は、私も農業者の一人で もあるつもりではありますけれども、例えば産業によっては、こういったことが全部 否定されてしまうと成り立たない産業もあるわけでございますので、これはできるだ けの努力という言い方にしかできないかと思いますが、そんな感想を持っております。 ○9 番 | (鈴木 絹子) 全くそういうふうに私も思います。全てのプラスチックを使わないっ ていう形では、人間、今の状態では多分生きていけないので、私たちができるところ からというふうな思いは持っています。

> 3番ですけれども、長野県では信州プラスチックスマート運動として取り組み、県 庁率先実行として、1つ、公共調達におけるプラスチック削減の推進として、公共工 事におけるプラスチック代替製品、今言われました生分解性プラスチックを使ったり 木製品等を使ったりという、その活用の検討をされているということ、2つ目にエコ マネジメント長野ということで、プラスチックごみ削減として全職員がプラスチック ごみ削減を私の環境目標に設定する、3つ目として庁舎内における使い捨てプラス チックごみの削減等として、会議でのマイボトル持参の推奨、庁舎内における廃棄物 分別回収の一層の徹底を挙げています。

> 先ほど職員にもマイバッグ、買い物のときにはマイバッグをっていう話をしようか ということもおっしゃいましたけれども、職員に限らず、中川村の村民で取り組むこ との参考にはなるかと思います。

> 4つ目ですけれども、6月議会では、村としてごみの減量化、資源化の啓発やポイ 捨て禁止、減プラスチック、企業、学校等のごみ拾いの取り組みなどを行っているこ とやマイバッグを持参することなど、原則的なやり方と考えているという答弁をいた

- 132 -

だきましたが、さらに推し進めた取り組みを啓発できないかと提案したいと思います。 例えば、「あなたにもできる脱プラスチック生活への誘い」としてプラなし生活を主催 し、NHKの「クローズアップ現代+」でも紹介された古賀陽子さんの進め方であり ますが、初級編として、マイボトル、マイバッグを持ち歩く、ペットボトルを買わな い、レジ袋やお店が提供するプラスチックのものを断る、中級編として、家の中にあ るプラスチック製品は再利用可能なものにする、例えば台所のごみは水切りネットや レジ袋は使わずに新聞紙に包んで捨てる、中川村では土に埋めるとかコンポストに入 れるとかもできるかと思います。食器洗いのスポンジは木綿の布巾やセルローススポ ンジ、しゅろたわしなどを使う、ラップは蜜ろうラップに変えるなどです。このよう な内容のことを広報で特集したり環境学習会を開いたりして、プラごみが微細化され てマイクロプラスチックとして海に漂い、地球環境をも壊していくことをとめるため に、中川村からの行動として、ぜひ進められないかと考えますが、いかがでしょうか。 小さな取り組みも集まれば大きくなります。

○住民税務課長

信州プラスチックスマート運動についてですが、マイボトル持参の推奨、庁舎内の ごみの分別回収については継続して行っていきたいと思います。

公共工事のプラスチック代替製品、生分解性プラスチックの活用の検討については、 実際どのようなものがあるのか、また使われているのか、情報を収集することからと 考えます。

また、職員の環境に関する学習会は、開催を検討していきたいと思います。習慣と して自然に実行していくことで、周囲も気づいたり関心を深めたりしていくことで進 めばいいわけですが、なかなか難しい状況もありますので、学習会ということも検討 していきたいと思います。

それから、議員にご提案をいただきました内容については、情報を収集して、また 広報等も検討していきたいと考えます。

それから、ごみの減量化、資源化として3R、リデュース、減らす、リユース、繰 り返し使う、リサイクル、再資源化するの3Rと、2R、リフューズ、ごみになるも のを断る、リペア、直せるものは修理して使う、このようなことをホームページや広 報、チラシ等を活用しながら取り組んでいきたいと考えます。

それから、生ごみは、農地還元、コンポストの生ごみ処理機での処理を引き続きお 願いしていきます。

また、地区グループ活動などを通じて中川村のごみの排出の現状やプラスチックご み削減に向けて出前講座等も検討していきたいと思います。アイデアをそれぞれ出し 合いながら、ごみの問題に関心を持つことにつながるのではないかと考えます。毎年、 保健部長会の視察でごみ処理施設を見学しておりますが、この視察は、大変意識や関 心が強くなって、ごみの減量や分別についても地区内で話題にしてもらえると思いま すので、こちらも、また引き続き行っていきたいと思います。

 $\bigcirc 9$

番 ★ (鈴木 絹子) いろいろなお話を伺えてよかったと思います。村民も一体となって やれていけることを期待したいと思います。

それでは、最後、4門目に行きます。公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を 導入する公立の義務教育諸学校等教職員の給与等に関する特別措置法の改定案につい ての考えを伺います。12月3日に参議院文教科学委員会で賛成多数で可決しましたが、 まだ参議院本会議での審議があるわけです。この件については、村が直接に何かでき るものではなく、長野県の条例に係るものですが、中川村の小中学校の先生たちの働 き方、すなわち労働条件にかかり、しいては子どもたちの教育条件にかかわる問題と 考え、注視するべきと思って質問します。

①です。この数年来、教員の働き過ぎが言われ続けて、部活のあり方の検討や長時 間労働の軽減が考えられてきているところですが、働き方改革の名のもとに変形労働 時間制の導入を盛り込んだ給与特別措置法の改定案が国会で論議されています。この 改定案は働き方改革と言えると考えられますでしょうか。

○教 育 長

この内容は、繁忙の月、例えば4月5月ですとかに勤務時間を延ばして、そうでな い月に勤務時間を短縮する、あるいは夏休み等の長期休業期間に集中して休日を確保 すると考えられていますが、実態は、忙しい先生は年中忙しく、簡単に割り振りがで きるものではないと考えます。また、長期休業中においても研修や部活動指導、プー ル指導等があって、現在の夏季休暇3日、厚生休暇等も取得でき切らないという先生 もいる実態であります。それから、この制度は学校全体で一律に導入するものではな く、教員一人一人の事情に応じて導入するものであることを明確化しているとも言っ ております。今年度モデル校を設けて試行したさいたま市教育委員会では、一人一人 というふうになった場合は服務管理をする教頭や事務担当の負担増が心配だという声 があります。これらの実態から、難しい点があるというふうに考えております。

○9 番 | (鈴木 絹子) 私も教員一人一人に違う形になるというのを記事で読んで本当にびっ くりしたんですけれども、それに関わる、それを面談して決めていくのは校長先生、 教頭先生っていうことも書いてありまして、一律ではないというところはどうも納得 ができません。

> 2つ目ですけれども、現在、教員を含む地方公務員は地方公務員法で1年単位の変 形性は適用除外となっています。政府は、給与特別措置法に地方公務員法と労働基準 法を読みかえる条文を盛り込むことで教員への適用を可能にし、自治体が条例で定め れば労使協定も必要ないこととするとしています。このことは、1年単位の変形性の 適用要件から労使協定を外し、労働基準法の労使対等原則が守られないことになりま す。また、地方公務員の権利や義務、労働条件を定めた最も基本的な地方公務員法も 守られないことになるわけです。この点で考えられることがあったらお伺いしたいで

○教 育 長

今年度、年度初めといいますか、先ごろも時間外及び休日勤務に関する労働基準法 36条、いわゆる36協定というものでありますけれども、これについて各学校で平成 31年3月に協定をして確認したところでありまして、教職員の労働に関しては、協定 は大切なことであるというふうに考えております。

 \bigcirc 9 (鈴木 絹子) わかりました。

そもそも給特法は、教職員調整額というのが給料の4%と言われていますけれども、 それを支給するかわりに時間外労働手当などが支給されない、超勤4項目として生徒 の実習関連業務、修学旅行のようなときですね、あと学校行事関連業務、職員会議、 災害等での緊急措置の4つが時間外勤務と定められているだけで、それ以外のことは 全て自主的労働とされています。

長野県では、時間外勤務の時間を減らすよう全県的に取り組んで、目標を年間通し て 1 ヶ月 45 時間以下、最も忙しい時期でも 1 ヶ月 80 時間以下にするとし、16 年 12 月時点で45時間以下なのは県内553校のうち171校だったところを、18年には250 校へ引き上げを目指すと言われていましたが、目標どおりになったのでしょうか。こ れも、もともと残業代ゼロという法律のもとで時間外勤務が野放しになっていたこと が問題ではないかと考えていますけれども、また、中川村も減らすように工夫してき ましたということは伺っております。

○教 育 長 学校では、昭和47年度から教員による宿直が廃止されまして、学校が原則夜9時閉 門となって残留が改善されましたけれども、給特法の中で、その後、ご指摘のように 少し緩んできたことはあるというふうに思います。

> 2015 年度から時間外勤務時間の長野県全県集計を取り始めまして、その結果では、 繁忙期である4月5月の平均は2017年が63時間44分でしたけれども、今年度、2019 年はこれが57時間37分というように縮減をされてきております。多くの学校で教職 員が主体的に業務改善の取り組みをそれぞれの学校で進めているあらわれというふう に言われております。

 \bigcirc 9

番 (鈴木 絹子) ④に行きます。変形性は業務の繁閑に合わせて年間を诵じて所定の 労働時間をならす仕組みで、文科省は学期中の所定労働時間を延ばし、その分、夏休 み中に休日としてまとめ取りをすることをイメージしているといいます。先ほど教育 長のおっしゃったとおりですけれども、これは憲法に由来する1日8時間、1週間40 時間の労働時間規制の枠を取り払う労働者の命や健康にとって危険な例外的な制度で あり、繁忙期の残業時間を見せかけ上減らすことにあり、例えば5時が定時であった のが定時6時7時となると、それからまた残業をしたり持ち帰ったりすることになる 可能性が高く、子育でや介護を抱えた教員は、より厳しくなると見ますが、この点に ついてはどうでしょうか。

○教 育 長 日本教育新聞の先だって11月25日の記事によりますと、先ほども述べましたよう に、法案の審議に先立っての説明では、この制度は学校全体で一律に導入するもので はなく、教員一人一人の事情に応じて導入するものであることを明確化しているとい うふうに言われておりまして、また、今回の制度を活用する対象者を決めるに当たっ ては、ただいまお話のあったように、校長はそれぞれの教師と対話し、その事情を酌 み取るとも答弁をされているところであります。この点は大切にしなければならない というふうに考えます。

 \bigcirc 9

番│(鈴木 絹子) 一人一人が違う形になると、仕事としての、何ていうか、職員室で の調和もいろいろ難しいことがあるのではないかなあとは考えますけれども、次に行 きます。

5番ですが、全国の公立学校で毎年5,000人の教員が精神疾患で休職に追い込まれ、 みずから命を絶つ事件も後を絶ちません。こんな例があります。4年間の臨時教員生 活を抜け出し、正規教員として 2014 年 4 月から働き出したA さん。念願かなって意気 揚々としていました。しかし、彼の健康は赴任直後から急速にむしばまれていきまし た。1年生の担任のほか、1年生~3年生の社会科や2年2組の体育も担当し、難し い保護者トラブル、初任者研修での厳しい指導、交通安全指導係、経験のない野球部 の副顧問など、時間外勤務は4月から160時間を超えました。6月には、帰宅後、2 階の自分の部屋にも上がれなくなって居間で眠っていたそうです。そして10月、「疲 れました。迷惑をかけてすみません。」との走り書きが最後の言葉となったそうです。

教員の労働条件の改善は、子どもたちの教育の質をよくすることに直結します。こ の法案が労働条件改善の道とは思えません。過労死促進法と言う人もいるほどです。 抜本的な改善は、教員の数を増やし業務を軽減することで、しっかり子どもと向き合 い、授業準備や研究活動などもきちんとできるのではないかと思いますが、どうでしょ

○教 育 長

今取り組まれている教職員の働き方改革の施策は、子どもたちの教育の質をよくす ることを目的として行われている、お話しのとおりであります。国の教員定数の改善 は、引き続き強く要望していきます。

○9 番 | (鈴木 絹子) 中川村の子どもたちがよりよい教育条件のもとで元気に大きくなっ ていけるように、いろいろまた頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いし ます。

これで一般質問を終わります。

○議 長 これで鈴木絹子議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で散会といたします。

ご苦労さまでございました。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

「午後2時50分 散会]